

令和八年
六月 青森県議会第三百二十六回定例会会議録 第二号

令和八年六月十八日（木）議事日程 第二日

午前十時三十分開議

第一、一般質問

本日の会議に付した事件

第一、一般質問（清水悦郎、斉藤孝昭、小笠原大佑、山田 知各議員）

午前十時三十分開会

出席議員 四十六名

議長 長工 藤 慎 康

副議長 長齊 藤 爾

一番 工 藤 慎 康

三番 井 本 貴 之

五番 小笠原 大 佑

七番 大 澤 祥 宏

九番 大 平 陽 子

十一番 夏 坂 修

十三番 吉 田 ゆかり

十五番 成 田 陽 光

十七番 大 崎 光 明

十九番 和 田 寛 司

二十一番 菊 池 勲

二十三番 田 端 深 雪

二番 阿 部 祐 己

四番 工 藤 悠 平

六番 夏 堀 嘉一郎

八番 北 向 由 樹

十番 斉 藤 孝 昭

十二番 後 藤 清 安

十四番 大 澤 敏 彦

十六番 福 士 直 治

十八番 木 明 和 人

二十番 小比類巻 正規

二十二番 高 畑 紀 子

二十四番 吉 俣 洋

二十五番 鶴賀谷 貴 二十七番 花 田 栄 介

二十八番 齊 藤 爾 二十九番 寺 田 達 也

三十番 蛭 沢 正 勝 三十一番 高 橋 修 一

三十二番 夏 堀 浩 一 三十三番 櫛 引 ユキ子

三十四番 川 村 悟 三十五番 安 藤 晴 美

三十六番 今 博 三十八番 山 谷 清 文

三十九番 丸 井 裕 四十番 山 田 知

四十一番 三 橋 一 三 四十二番 工 藤 兼 光

四十三番 森 内 之 保 留 四十四番 清 水 悦 郎

四十五番 田 中 順 造 四十六番 田 名 部 定 男

四十七番 伊 吹 信 一 四十八番 鹿 内 博

欠 員 二名

二十六番 三十七番

出席事務局職員

局長 工 藤 正 明 次 長 角 田 真 士

議事課長 角 田 正 人 総括主幹 下 村 恭 子

総括主幹 山 口 友 一 総括主幹専門員 中 野 弥 寿 喜

主 幹 山 田 祥 子 主 幹 畠 山 裕 太

主 査 北 沢 友 規 主 事 山 口 奈 津 紀

地方自治法第二百二十一条による出席者

知 事 宮 下 宗 一 郎

副 知 事 小 谷 知 也

地方公務員法第5条第2項の規定による意見について

別紙のとおり議会（第326回定例会）に報告する。

令和8年6月18日

青森県議会議員 工藤 慎 康

副 知 事	奥 田 忠 雄
総 務 部 長	三 浦 猛 史
財 務 部 長	千 葉 雄 文
総合政策部長	後 村 文 子
こども家庭部長	細 谷 健 司
交通・地域社会部長	舩 木 久 義
環境エネルギー部長	豊 島 信 幸
健康医療福祉部長	秋 野 桂
経済産業部長	上 沢 謙 一
観光交流推進部長	工 藤 泰 正
農林水産部長	栗 林 豊
県土整備部長	新 屋 孝 文
危機管理局長	築 田 潮
国スポ・障スポ局長	出 崎 和 夫
会計管理者	佐 藤 剛
教 育 長	風 張 知 子
警察本部長	安 田 貴 司
監 査 委 員	佐々木 知 彦
	監査委員事務局長 佐 藤 広 之
	教 育 次 長 伊 藤 明 徳
	警 務 部 長 中 村 寛

○議長（工藤慎康） おはようございます。ただいまより会議を開きます。

◎ 議 会 報 告

○議長（工藤慎康） 議会報告として、第七号「地方公務員法第五条第二項の規定による意見について」を配付しております。



青人委 8 第 8 7 号
令和 8 年 6 月 1 2 日

青森県議会議長 工 藤 慎 康 殿

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一
(公 印 省 略)

地方公務員法第 5 条第 2 項の規定による意見について

令和 8 年 6 月 1 2 日付け青議第 1 0 4 号をもって求められたこのことについては、下記のとおりです。

記

議案第 2 号 「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」

(意 見)

本条例案は、危険鳥獣捕獲等手当を新設し、及び警察職員に係る災害応急警備等手当の支給限度額を引き上げるためのものであり、適当であると考える。



◎ 県政に対する一般質問

○議長(工藤慎康) 一般質問を行います。

四十四番清水悦郎議員の登壇を許可いたします。——清水議員。

○四十四番(清水悦郎) おはようございます。二十六歳からずっと変わらず自由民主党の清水悦郎であります。

中東情勢の影響による石油由来製品の不足について質問いたします。

中東情勢の緊迫化に伴い、原油価格の上昇や国際物流の停滞が懸念されております。こうした影響は、建設資材や各種原材料の価格高騰、さらには供給の遅延という形で表れており、公共事業や民間投資、さらには地域経済全体への影響が心配されるところであります。特に塗料や断熱材、防水材、電線、ケーブル類、アスファルト関連資材などにおいては、価格上昇や納期の長期化が報告されております。県内の建設事業者や中小企業にとって大きな負担となっているのではないかと考えております。また、資材価格の高騰や供給不足が長期化した場合には、公共工事の円滑な執行や民間設備投資にも影響を及ぼすことが懸念されます。

そこでお伺いいたします。

県内事業者の現状についての認識と、県の対応についてお伺いします。

次に、一般家庭向けLPガスの負担軽減についてであります。

国では、七月から九月において電気・ガス料金への支援を実施することとされました。電気・ガス料金の支援は、ロシアのウクライナ侵略による燃料高騰を受けた物価高対策として令和五年一月から始まり、国の支援に呼応し、LPガスの料金支援を行ってきております。電気や都市ガスと同様に、LPガスの高騰についても一般家庭の家計の大きな負担となっており、引き続き、国に呼応した負担軽減策が必要と考えており

ます。

そこで、一般家庭のLPガス料金の負担軽減を行う県の考え方についてお伺いいたします。

次に、一般公衆浴場の支援について二点お伺いいたします。

一つは、公衆浴場入浴料金の統制額の考え方と今般の改定の経緯についてであります。

私の住む八戸市の小中野地区には、地元から営む銭湯があります。さらに、車で十分の距離の半径には五軒ほどの銭湯が早朝五時より営業いたしております。各銭湯には常連の風呂仲間も多く、差し障りのない程度の政治談議や行政に対する御指摘を受けて、心身ともに私はリフレッシュいたしております。

とある銭湯では、経営努力で料金改定後も一年間入浴料金を据え置くとのことあります。私自身は、車の免許を返納した家内のハンドルキーパーとしての家庭サービスを果たし、よいしよをかけております。銭湯は、県民の日常生活を支える重要な生活インフラであり、公衆衛生の確保に加え、地域住民の交流の場としても大切な役割を果たしております。

一方で、近年は、燃料費や物価、人件費の上昇などにより、公衆浴場を取り巻く経営環境は厳しさを増しております。こうした中、県内の一般公衆浴場において、入浴料金の統制額が改定されたところであります。

一点目として、今回の統制額改定について、県はどのような経緯と考え方の下で実施したのかお伺いいたします。

また、銭湯事業者にとって、重油やガスなどの燃料費は経営に大きな影響を与える経費であり、近年のエネルギー価格の高騰は事業継続にも大きな負担となっております。

そこで、燃料価格高騰などの経営環境を踏まえて、県としてこれまでどのような支援を行ってきたのか、また、今後、どのように対応してい

くのか。

二点目として、一般公衆浴場に対する経営支援が必要と考えるが、県の考え方についてお伺いいたします。

次に、青の煌めきあおもり国スポ・障スポについてであります。

本年十月に開催を控えるあおもり国スポ本大会において、さきに行われたあおもり国スポ冬季大会では、本県の男女総合成績は第三位であり、冬季競技の選手や関係者の皆様方のこれまでの御努力に対し、心からの敬意を表するとともに、これまで取り組んできた競技力向上事業や取組の成果が確実に現れているものと感じております。

あおもり国スポ大会まで残り僅かの期間となりましたが、本大会に出場する選手一人一人が、これまでの練習の成果を遺憾なく発揮し、郷土の誇りを胸に堂々と戦い抜くためには、総仕上げとなる競技力向上対策が重要であると考えております。

先般、今年度の特別強化指定選手や強化拠点校等の指定証が交付されたと伺いました。結果で恩返しをするという選手の皆様方の力強い決意も報じられております。指定された選手やチームについては、あおもり国スポでの活躍が大いに期待されるところであります。

そこで、二点お伺いいたします。

一点目として、国スポ・障スポの開会式、閉会式や競技会場の運営を支える運営ボランティアの確保状況についてお伺いいたします。

二点目として、選手の特別強化指定をはじめ、あおもり国スポ本大会に向けた本県選手の競技力向上対策についてお伺いいたします。

次に、漁港施設等を活用した地域の活性化についてであります。

近年、国及び県では海業の推進を掲げ、漁港施設の有効活用を通じて地域との交流促進や水産物の消費拡大、漁村の活性化に取り組んでおります。漁港施設は、本来、漁業活動のために整備された施設でありますので、水産資源の変化や水揚げ量の減少などにより、その利用状況は大きく変化しております。また、地方公共団体が開設する市場や荷さばき

施設などにおいても、漁期や操業状況によって利用されない日が存在いたしております。漁業利用者への支障の有無を聞き取りつつ、八戸市では、館鼻岸壁を利用して開催される朝市が四半世紀、二十五年間開催されてきました。

試験的に冬季期間、荷さばき施設を活用した事例があります。青森県・函館観光キャンペーンに対して、漁港施設の関係団体である市、県、国に施設を利用させていただき、一月より三月まで計八回、館鼻朝市の主会場隣地で開催された朝市は、天候に左右されることなく、風雪を心配することなく、県内外のお客さんに来場いただき、見事に開催ができました。地元の農産物やフード、軽食喫茶、キッチンカーなどの多彩な出店者の協力により、一年を通して海の町八戸を内外に広く宣伝できるツールとなりました。

朝市開始以来二十五年、露店での営業をしてきた出店者の中には、午前二時から準備をして、午前四時に営業を開始、午前八時に閉店して撤収するまでの約七時間、露店営業をしてまいりました。商売は厳しいものの。しかし、お客さんの笑顔と常連客の掛け合いに支えられ、今まで無事にやってきました。屋根も電気もある場所で営業できることもあるが、来場のお客様に寒さや天候を気にすることなく来ていただくことが何よりですと高い評価をいただいております。

また、多くの来場者より、今までの開催で屋根がついた場所で開催できるとは思ってもいなかった、冬でも帰省した家族と楽しめる場所ができた、冬の朝市は、話せば終わりが尽きないほどの感動を観光客と共に私たちの地域に与えてくれました。これらを踏まえ、既存の漁港施設や公共空地を有効活用し、地域住民や観光客に開放することで、新たな地域価値やコンテンツを創出できる可能性があると思っております。

例えば休場日を活用した水産フェスティバルの開催、ボートパークや遊漁施設整備、公共空地や漁港用地を活用した陸上養殖事業の展開、魚食文化の発信や市場での競り体験の実施などが考えられます。八戸市で

は、交流人口の拡大やコト消費、モノ消費の受皿となり得る環境が既に整いつつあります。

そこで、次の二点について伺いいたします。

一点目として、漁港施設等活用事業制度の内容について伺いいたします。

二点目は、漁港施設等活用事業制度の考え方を踏まえ、漁港が有する価値や魅力を生かし、水産業及び漁村の活性化を図る取組について、県の見解と今後の対応について伺いいたします。

次に、八戸港の災害復旧についてであります。

八戸港で震度六強を観測した十二月八日の地震発生から、あつという間に半年がたとうとしております。大きな被害を受け、今も爪痕が残る八戸港では、物流機能の完全復旧に向け、一部の工事は既に着手されていると伺いました。新聞記事によれば、コンテナターミナルは、敷地約八・五ヘクタールのうち、約一・九ヘクタールの地面にひび割れが確認された、復旧を進める県八戸港管理所によると、ひび割れの段差でコンテナを運ぶ車両が大きく傾く危険性があるため、一部の敷地の使用を制限している、現時点で物流への影響は出ていないものの、地下が最大で一メートルほど空洞化しているところもあり、今後はひびが入っている場所を掘削し、安全性を確認する、来年度までの完全復旧を目指しており、荷役を止めないことが原則、可能な限り早く復旧させたいとの現場の意気込みが報道されております。

私見を述べさせていただきますと、災害復旧はできて当然のように報道されておりますが、地震発生以来、震度六強から半年、宮下知事をはじめ、県職員や国交省職員の方々がいち早くスクラムを組み、国交大臣と地元国会議員に対し、現地視察を実現していただいたことが現在の着実な復旧につながっていると感じております。

その上で、現在の八戸港の復旧について二点伺いいたします。

一点目、コンテナターミナルの復旧状況と今後の見通しについてお伺い

いたします。

二点目、コンテナターミナル以外の復旧状況と今後の見通しについて伺います。

次に、八戸港の振興についてであります。

令和七年の八戸港における輸出入を合わせた貿易額は二千九百二十三億五千万円と、前年と比べ約三％増となったことであります。貨物の海上輸送拡大に向けた取組が精力的に行われており、五年ぶりに新たなコンテナ航路が開設されるなど、八戸港が担う海上輸送への期待がますます高まっております。国内外での各種事業を積極的に展開し、物流拠点としてのさらなる発展につなげていくことが必要であります。

思い返せば、八戸港は、東北初の東南アジア向けコンテナ定期航路の開設により、国際物流拠点として、中里信男市長以後に大きく発展いたしました。コンテナ輸送は、大量・高速輸送を可能とし、地域産業の物流効率化と輸送コスト削減に大きく貢献いたしております。行政、経済界、港湾関係者が一体となった誘致活動により定期航路が実現し、八戸港の国際競争力向上につながりました。

しかし、近年は中東情勢の不安定化による原油価格高騰等、世界経済の先行きは全く不透明な状況でありますが、五月三十一日、飛鳥Ⅲの寄港をはじめとして、今年も複数のクルーズ船寄港が予定されていると聞きます。

クルーズ船の受入れ拡大に向けた取組について伺います。

最後になりましたが、イノシシによる農作物被害対策について伺います。

近年、本県においては、野生鳥獣の生息域の拡大に伴い、農産物への被害が各地で報告されております。特に県南地域を中心にイノシシによる農作物被害が発生いたしており、本県の基幹産業であるナガイモについても、食害や掘り起こしによる被害が増加していると伺っております。

す。ナガイモは本県農業を支える重要な品目であり、生産者が安心して営農を継続していくためには、被害の拡大防止に向けた取組が重要であると思います。

そこでまず、イノシシによるナガイモをはじめとする農作物被害の現状について、県はどのように認識しているのか、また、被害防止に向けて、現在、どのような対策に取り組んでいるのかについて、二点お尋ねいたします。

一点目として、県内のイノシシによる農作物被害の発生状況について。

二点目として、イノシシによる農作物被害防止に向けた県の取組について伺います。

以上、壇上からの質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（工藤慎康） 知事。

○知事（宮下宗一郎） おはようございます。清水議員にお答えいたします。

私からは、まず、県内事業者の現状についての認識と、県の対応についてお答えいたします。

中東情勢の悪化が県内事業者に与える影響につきましては、聞き取りによると、幅広い分野の石油由来の化学品、製品等について、調達の困難や価格の上昇、先行きの不透明さへの不安といった切実な声が寄せられております。

私としては、まずは、これらの現場の声をしっかりと国に届け、流通の目詰まりの解消、緩和につなげることが地方の重要な役割であると考えて、去る五月一日に相談窓口を設置し、国へ情報提供するなどの対応を進めております。

また、令和七年度二月補正予算で措置した各分野への物価高騰対策に加え、現下の中東情勢を踏まえた追加対策として、今回の六月補正予算

案において、県内事業者の光熱費や燃料費、食料料費等の負担を軽減させるなどの支援策を実施することといたしました。

続きまして、一般家庭のLPガス料金の負担軽減を行う県の考え方についてお答えいたします。

本県においては、LPガスの利用世帯が全世帯数の約七割を占め、価格上昇の影響が大きいことなどを踏まえ、国の電気・ガス料金支援の対象とならないLPガス料金について、これまでも国と歩調を合わせて負担軽減措置を実施してまいりました。

今般、国において、電気・ガス料金の支援を行うことや、県内のLPガス価格が高止まりの状況にあることを踏まえ、重点支援地方交付金を活用して、LPガスを利用する一般家庭一世帯当たり二千元を上限とする定額支援の負担軽減措置を実施することといたしました。

続きまして、国スポ・障スポの運営ボランティアの確保状況についてお答えいたします。

県が募集する運営ボランティアについては、国スポ・障スポの開・閉会式と、障スポの各競技会場等の運営を支えていただくこととしており、延べ二千八百人の募集に対して、令和八年五月末時点で二千三百四十九人が登録され、登録者の中には複数の日程で活動を希望する方も多いことから、運営に必要なボランティアは、当初想定した人数を超えて、十分に確保されております。

また、市町村が募集する国スポ競技会場の運営ボランティアにつきましては、一部市町村が運営に必要なボランティアの確保に向けて引き続き募集を行っていくものの、多くの市町村では複数日活動いただくことや関係団体等の協力により、必要数は十分に確保できる見込みとなっております。

続きまして、コンテナターミナルの復旧状況と今後の見通しについてお答えいたします。

青森県東方沖地震により、施設の約三割が被害を受けたコンテナター

ミナルについて、物流への影響を最小限に抑える必要があるため、私は、被害状況の全体像の把握と応急復旧を迅速に行うよう指示いたしました。

その後、十二月十三日までの応急復旧により、通常の荷役に大きな支障がないところまで機能を回復させるとともに、同月二十四日には、国と共に八戸港復旧検討会を設置し、抜本的な復旧工法の検討に着手いたしました。

検討会で作成された方針を踏まえ、七月には復旧工事の着工を目指すこととしており、引き続き、荷役業者と作業範囲の調整等を図りながら、令和九年度の復旧完了を目指して着実に取り組んでまいります。

次に、コンテナターミナル以外の復旧状況と今後の見通しについてお答えいたします。

コンテナターミナル以外の被災した七施設のうち、六施設については、現時点で復旧に向け作業中であり、残り一施設も八月頃の着工予定となっております。

これらの工事については、荷役業者と作業範囲の調整等を図りながら、今年秋頃の復旧完了を目指して着実に取り組んでまいります。

続きまして、八戸港の国際物流拠点化に向けた取組についてお答えいたします。

八戸港は、基礎素材関連企業や液化天然ガスターミナルが立地する北東北の国際物流・エネルギー供給拠点として重要な役割を担っており、さらなる利用促進により、国際物流の拠点化を推進する必要があると考えております。

これまでの県や関係団体によるポートセールス等の結果、令和七年の海外向けのコンテナ貨物取扱量が四年ぶりに前年比でプラスに転じたほか、本年四月には、主に海外からの住宅資材を取り扱う新規の航路ネットワークが開設されました。

今後も、関係団体と共に航路ネットワークのさらなる充実や貨物取扱

量の増加に取り組むなど、国際物流拠点化に向けた取組を一層進めてまいります。

続きまして、イノシシによる農作物被害防止に向けた県の取組についてお答えいたします。

農作物被害防止対策については、現場に最も近く、状況にも詳しい市町村の取組が重要であります。県では、研修や専門家の派遣を通じて対策技術の向上などを支援するとともに、国の交付金を活用した捕獲活動や侵入防止柵の設置等を働きかけてまいります。

また、今年度は、群れで行動することが多いイノシシを効率的に捕獲できるように、南部町においてネット式の囲いわなを活用した現地実証を行います。

さらに、イノシシを寄せつけない環境づくりに向けて、新郷村にモデル集落を設置し、地域ぐるみで収穫残渣の適正処理や緩衝帯の整備といった対策を実施することとしており、こうした取組で得られた成果を全県に普及させることで、イノシシによる農作物被害の防止につなげてまいります。

私からは以上です。

○議長（工藤慎康） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） あおもり国スポ本大会に向けた本県選手の競技力向上対策についてお答えいたします。

県競技力向上対策本部では、あおもり国スポで本県選手が活躍できるよう、総合的かつ戦略的に競技力向上対策事業を実施いたしております。

本事業の取組の一つである選手の特別強化指定制度では、高校生や中学生の強化指定選手の中から、競技成績が極めて優秀な選手を指定し、海外遠征で高いレベルの競技経験を積むなど、あおもり国スポや、さらにその先を見据えた選手強化に取り組んでおります。

また、選手の県外遠征や強化合宿等への支援のほか、スポーツ医・科

学に基づくトレーニング指導、栄養管理、健康管理など、幅広い支援を行っており、引き続き、あおもり国スポ本大会において、選手一人一人が輝けるよう、取組をさらに強化してまいります。

○議長（工藤慎康） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（秋野 桂） 御質問二点についてお答えいたします。

一般公衆浴場の物価統制令による統制額の考え方と今般の改定の経緯について御説明いたします。

公衆浴場法に基づく、いわゆる一般公衆浴場については、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設であることから、物価統制令による統制額として、県が入浴料金の上限額を設定することとされております。

今般の改定は、青森県公衆浴場業生活衛生同業組合からの要望を受け、青森県公衆浴場入浴料金協議会における協議を経て、昨今の人件費や燃料費の高騰等により、経営に一定の配慮が必要と認められたことから、十二歳以上の入浴料金の上限額を四百八十円から五百三十円に引き上げるなどしたものでございます。

二点目、一般公衆浴場に対する経営支援についての県の考え方についてでございます。

県では、一般公衆浴場の入浴料金の上限額を設定していることを踏まえ、風呂釜改修や手すり等の設置といった設備整備への補助を実施しているほか、物価高騰対策としての支援金として、昨年度は二度にわたり、一施設当たり合計十九万五千円を支給しており、今年度は二十五万五千円を支給することとしています。

○議長（工藤慎康） 農林水産部長。

○農林水産部長（栗林 豊） 御質問三点にお答えいたします。

初めに、漁港施設等活用事業制度の内容についてです。

漁港施設等活用事業制度は、近年、水産物の消費量の低下や漁村の人

口減少及び高齢化が進む中、民間活力や地域の創意工夫を取り入れ、水産物の消費増進や漁村のにぎわい創出を図ることを目的として、令和六年四月の漁港漁場整備法の改正により創設されたものです。

本制度を活用することで、民間企業や漁協等が漁業上の利用に支障を与えない範囲で、漁港区域内の空いている施設や水域、土地を活用して、消費の増進や交流の促進を図る事業を行うことができるようになり、最長三十年間にわたり、漁港施設等を利用することが可能となっています。

続きまして、漁港施設等活用事業制度の考え方を踏まえた水産業及び漁村の活性化を図る取組についての県の見解と今後の対応についてです。

本制度により、漁港区域内に水産物加工販売施設や水産食堂、釣り堀等の遊魚施設などを計画的に設置、運営できるようにしたことを契機として、県では、漁港の特性を生かして、地域のにぎわいや雇用を生み出す海業の取組拡大につなげていくことが重要と考えています。

このため、昨年度から漁業関係者等を対象とした説明会を開催し、本制度の周知に努めてきたところであり、今後は、各水産事務所に相談窓口を設置するとともに、民間事業者の事業計画の作成指導や漁協等と一体となった推進体制の確立などに取り組んでいくこととしています。

続きまして、県内のイノシシによる農作物被害の発生状況についてです。

県内のイノシシによる農作物被害は、令和元年度に田子町で確認されて以来、発生地域、被害金額ともに拡大傾向にあり、直近のデータがある令和六年度の被害金額は、前年度の一・八倍となる千三百七十六万円と、過去最多となりました。

作物別の被害金額は、ナガイモをはじめとする野菜が九百五十二万円です。最も多く、全体の約七割を占めているほか、水稻が三百六十七万円などとなっています。

また、地域別では、三八地域が九百三十二万円で最も多く、次いで上北地域が三百七十八万円と、県南地域での被害が県全体の九五％を占める状況となっています。

○議長（工藤慎康） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） クルーズ船の受入れ拡大に向けた取組についてお答えいたします。

クルーズ船受入れには、日常的に岸壁を使用する事業者とクルーズ船社との間で岸壁の利用調整が必要となるほか、受入れ効果を地域に波及させていく地元の取組との連動が重要となります。

そのため、八戸港におけるクルーズ船の受入れ拡大については、港湾関係者や地元の皆様の御議論や機運の高まりに応じ、寄港可能な岸壁の利用調整や施設の改修など、港湾管理者として最大限協力していきます。

○議長（工藤慎康） 清水議員。

○四十四番（清水悦郎） 微に入り細に入る御答弁、誠にありがとうございます。

再質問あるいは要望はありませんが、私には好きな歌が二首あります。八戸市議選一回、青森県議選一回、私は失敗をいたしておりますが、平成七年、県議選一回目の戦いに敗れたとき、党の青年局の仲間であった当時平賀町議会議員、故古川敏夫さんが、「踏まれても 踏まれても なお耐え忍べ 福寿草 やがて花咲く 春が来る」というすばらしい句を私に送って励ましてくれました。おかげさまで苦節四年、大願成就を果たすことができました。

また、いささか古くなりますけれども、日本が第二次世界大戦で敗れて間もなく、昭和二十一年、正月の歌会始めて昭和天皇が日本国民にこう訴えております。

「降り積もる 深雪に耐えて 色変えぬ 松ぞ雄々しき 人もかくあれ」。余分な解説は要らないと思います。皇居から見た見渡す限りの焼

け野原、その中でたつた一本の松だけがさん然と輝いている、人もこのようにありたいものだ」と力強く歌っております。

終わります。ありがとうございました。

○議長（工藤慎康） 午さんのため、暫時休憩いたします。
午前十一時十一分休憩

午後一時再開

○副議長（齊藤 爾） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

十番 齊藤孝昭議員の登壇を許可いたします。—— 齊藤議員。

○十番（齊藤孝昭） オール青森の齊藤孝昭です。青森県議会第三百二十六回定例会に当たり、七項目十六点について一般質問を行います。

その一項目めは、フュージョンエネルギーの拠点形成についてです。

世界的なエネルギー危機や気候変動の進行を受けて、エネルギーの安定供給と脱炭素をどのように両立させるのが国家の大きな課題となっておりますが、国は、フュージョンエネルギー・イノベーション戦略の下で、その両施策に対応できる、いわゆる核融合発電の産業化に本格的な取組を始めており、エネルギー政策は新しい段階に入っていると受け止めております。

そして、青森県は、これまで六ヶ所村の核燃料サイクル施設や、風力をはじめとする再生可能エネルギーの導入などを通じて、我が国のエネルギー政策をしっかりと支えてきた地域であり、青森県エネルギー産業振興戦略では、いわゆるトリプル50の将来ビジョンの下、本県の豊かなエネルギーポテンシャルを地域の産業振興につなげていく方向性が早い段階から示されています。そして、その流れの中に今回のフュージョンエネルギー拠点形成の議論が位置づけられているものと考えています。

こうした中、本年三月に公表された「青森県フュージョンエネルギー

拠点形成戦略（基本的な考え方）」では、むつ小川原地域を中核としたフュージョンエネルギーの中核拠点形成を目指すことや、発電実証プラントの誘致、人材育成、県民理解の醸成など、幅広い取組の方向性が示されました。また、この取組により県内で生み出される付加価値が一兆三千八百億円を超えたとの試算も示されており、本県にとって大きな可能性を秘めた挑戦であると感じています。

さて、フュージョンエネルギーは、エネルギーの安定供給とカーボンニュートラルの実現、さらには産業振興や雇用の創出にもつながり得る将来に向けた有望な分野である一方で、実用化や社会実装には一定の時間がかかり、技術や制度、地域との共生など、丁寧に向き合っていくかなければならない点も多くあります。だからこそ、県と立地地域、産業界、そして県民の皆様が同じ方向を向き、長い目で取り組んでいくことが大切だと考えております。

私は、フュージョンエネルギー拠点形成を本県の成長や地域振興につなげていくとする知事の方針を支持し、しっかりと後押ししていきたいと考えておりますが、その上で、せっかくの大きなチャレンジでありますので、今の段階からフュージョンエネルギーの拠点形成を通じて、青森県全体としてどのような将来像を描いているのかを県民の皆様と共有していくことが大事ではないかと感じております。

そこで、知事にお伺いいたします。

フュージョンエネルギーの拠点形成を通じて、本県は何を大切にし、どのようなところを変えていきながら、どのような青森県の姿を目指していくのかについて、青森県の将来像をお示ししていただきたいと考えておりますが、見解を伺います。

フュージョンエネルギーの実用化は中長期の取組であり、県としては、年度ごとに着実にステップを踏みながら、研究開発、産業集積、人材育成、そして立地地域の理解と地域振興を一体的に進めていく必要があります。

そこで、フュージョンエネルギー拠点形成に向けて、今年度はどのような具体的な事業や取組を行うのか伺います。

二項目めは、下北地域半島振興計画についてです。

下北半島地域は、むつ市をはじめ、九つの市町村から成る半島地域として、これまで国の半島振興法の指定を受け、道路や港湾などの基盤整備、産業振興など、様々な取組が進められてきました。しかし、人口減少と高齢化は一段と進み、若い世代の流出も続き、通院や買物といった日常の移動手段の確保、防災力の強化など、暮らしの足元の不安も残っています。

一方で、下北は、豊かな海と森林、独自の歴史や文化、観光資源、そしてエネルギー関連施設の集積など、本県の中でも際立った特性と可能性を併せ持つ地域であり、まさに課題とポテンシャルが同居する地域と言えます。

現在、県では、津軽・下北地域半島振興計画を策定し、令和七年度から令和十六年度までの十年間を対象としたこの計画は、津軽半島並びに下北半島地域固有の特色や可能性、新たなニーズに立脚した広域のかつ総合的な振興を図り、個性豊かで魅力ある半島地域を築くことを目的とすること、本地域の住民が豊かで安定した収入、安全性、快適性及び高い利便性を享受して日々の生活を楽しみ、地域に魅力と誇り、愛着を感じながら定住できるようにするとともに、豊かな自然や歴史・文化資源を生かして、知的な充足感が得られる余暇生活の場を国民に提供できる地域として振興することを理念として掲げています。また、この半島振興計画は、県全体の上位計画である青森県基本計画「青森新時代」への架け橋と整合を図りながら、二〇四〇年に向けた人口減少社会の中で、「ＡＸ＼青森大変革」を進めるための地域別の取組方針の一つとして位置づけられています。

こうした状況を踏まえ、下北地域に絞って下北地域半島振興計画の目的、理念と、その根底にある下北らしい将来像について、次の三点につ

いて伺います。

初めは、他の計画との整合についてです。

本県では、現在、青森県基本計画「青森新時代」への架け橋の下で、人口減少対策や地域経済の自立、持続可能な地域づくりに向けた多くの個別計画を推進しており、その一つとして下北地域半島振興計画が位置づけられていますが、県が策定している関連する個別計画とどのように整合を図ったのかお伺いいたします。

また、本計画では、青森県基本計画に掲げる「ＡＸ＼青森大変革」を基本理念として位置づけた上で、人口減少や若者流出などの本県共通の課題が県平均を上回るペースで進行している下北半島地域において、地域住民の目線で課題に立ち向かい、新たな地域振興を図るとしています。

そこで、この振興の理念に基づいた本地域の将来ビジョン及び主な取組について伺います。

三点目は、社会情勢の変化に合わせた今後の基本計画の見直しに関する認識についてです。

令和六年能登半島地震に見られるような半島地域特有の防災、減災の課題、急速な人口減少と物価高騰、エネルギー、食料をめぐる国際情勢の変化、さらには下北圏域五市町村国土強靱化地域計画や下北地域公共交通計画の策定や見直しなど、本地域を取り巻く環境は今後も大きく変化していくことが予想されます。

こうした社会情勢や地域計画の動きを踏まえつつ、今後の本計画の見直しについての認識を伺います。

三項目めは、漁業就業者の確保と育成についてです。

本県の水産業は、日本海、太平洋、津軽海峡、陸奥湾という四つの海に面した地理的特性を生かし、陸奥湾ホタテや大間マグロを代表例に、多様な漁業に支えられて発展してきました。

その一方で、こうした本県水産業を支える漁業就業者の数や年齢構成

は、この十年ほどの間で大きく変化していると承知していますが、農林水産省が公表した二〇二三年漁業センサスによれば、本県の海面漁業就業者は六千八百五十五人と、全国でも上位の規模を有しているものの、前回、二〇一八年調査からは千五百人余り減少し、長期的な減少傾向が続いています。また、県や国の統計では、漁業就業者の年齢構成において、六十五歳以上の高齢層の割合が高まっている一方、若い世代の就業者は減少傾向にあり、今後の世代交代や担い手確保が課題として指摘されています。

こうした状況を踏まえ、まず、本県における漁業就業者の状況について伺います。

次に、漁業就業者の確保、育成に向けた本県の取組についてです。

漁業就業者の減少は、本県の沿岸地域においても確実に影を落とし、かつては早朝の港に何隻もの漁船が並び、多くの人でにぎわっていた浜も、今では高齢の漁業者が限られた人手で何とか操業を続けているという光景が珍しくありません。後継者が見つからないまま船を手放した、作業を担う人材が確保できず、操業日数を減らさざるを得ないといった声も県内各地から聞こえてきます。そして、担い手の減少は、水産物の生産だけでなく、漁業を基幹産業として成り立ってきた漁村の人口減少と高齢化を加速させ、地域コミュニティの維持を難しくする大きな要因となっています。本県の水産業の将来を考えるに当たり、この海で漁をし、浜で暮らす人々をどう守り、次世代につなげていくのかという視点を今改めて正面から問う必要があると考えます。

こうした状況を踏まえれば、漁業就業者の減少は、本県の水産業の将来だけでなく、沿岸地域の人口やコミュニティの維持にも直結する重要な課題であり、国の水産白書などでも担い手の確保、育成と多面的機能の発揮を一体的に進めることの重要性が示されています。

そこで、漁業就業者の確保、育成に向けた県の取組について伺いたします。

本県の水産業は、単に水産物を生産する産業ということだけでなく、沿岸部や半島の暮らしと地域コミュニティを支えてきた基盤でもあります。今後、漁業就業者の減少や高齢化がこのまま進めば、漁業生産だけでなく、漁村地域そのものの維持、存続にも影響が及ぶことが懸念されることから、質問の四項目めは、下北地域における漁村の活性化についてお尋ねします。

近年の漁獲量の減少や魚価の低迷に加え、燃油や資材価格の高騰が追い打ちをかけ、浜で懸命に操業を続ける漁業者ほど経営的に追い詰められるという、いわば踏ん張るほど苦しくなる状況が広がっています。背後の集落では人口減少と高齢化が進み、漁港集落の中には高齢化率が五割を超え、祭りや共同作業といった地域の行事を維持することさえ難しくなっている地域も出てきています。このままでは漁獲の場としての浜だけでなく、漁協や加工、流通、家族の暮らしを支える学校や商店など、漁村を支えるあらゆる機能が次々と失われ、海と共に生きる漁村という下北の原風景そのものが消えてしまいかねません。

そこでまず、漁村の活性化など下北地域の水産業の振興に向けた県の取組について伺いたします。

水産庁は、漁村活性化の柱として、漁港や漁村の資源を活用した観光、交流、体験など、海業の推進を掲げています。下北地域の漁村には、ホタテ、マグロ、イカ、ウニ、タラ、ヒラメなどの水産物や、下北ジオパークの景観、歴史や信仰、郷土芸能など、多様な資源がありますが、十分に生かし切れていない面もあり、漁業所得を確保しつつ、観光や都市との交流を組み合わせた海業の展開が不可欠だと考えています。国が推進する浜の活力再生プランや海業の枠組みを活用し、下北のどの漁港、漁村でどのようなメニューを重点的に育てていくのか。

二点目として、漁港を活用した海業の取組について伺いたします。

質問の五項目めは、蟹田―脇野沢航路についてです。

むつ湾フェリーが結ぶ蟹田―脇野沢航路は、津軽半島と下北半島を結ぶ最短ルートとして、長年にわたり地域住民の日常生活を支えるとともに、観光や交流、産業を支える重要な社会インフラとしての役割を果たしてきました。そして、シーズンには多くの観光客などが利用するなど、地域のにぎわいづくりに大きく貢献しているところであります。

一方で、人口減少の進行や自家用車の普及、さらには燃料費の高騰などを背景に、地方航路事業は全国的に厳しい経営環境に置かれており、むつ湾フェリーについても例外ではありません。このことについては、これまでも経営改善に向け、ダイヤや運賃の見直し、各種の利用促進策など、事業者の努力が重ねられてきたと承知していますが、依然として先行きに不安を抱く声は多く聞かれます。

こうした中、老朽化した船舶の代替として新船「かけはし」が就航することは、安全性や快適性の向上につながる大きな一歩であり、地域としても歓迎すべきことである一方で、船舶更新には多額の投資を伴ったことから、事業者の経営への影響を懸念する声も沿線地域の住民や関係者から上がっており、本当に今後もこの航路は維持できるのか、減便や休止になってしまうのではないかとといった不安が広がっています。もし今後、採算の悪化などを理由として減便や休止となった事態に陥ることがあれば、地域住民の生活に深刻な影響を及ぼすだけでなく、観光や物流、災害時の対応を含めた広域的な活動にも大きな打撃となる可能性があります。こうした状況を踏まえれば、むつ湾フェリー航路の維持、活性化に向けて、事業者任せにとどめるのではなく、県としても主体的に関与し、必要な支援や利用促進策を講じていくことが不可欠であると考えます。

そこでまず、蟹田―脇野沢航路が果たす意義や役割について伺います。

県は、従来からこの航路を観光と津軽半島と下北半島の交流促進のための航路として位置づけてきました。新船の名前「かけはし」には、ま

さに両半島を結ぶ架け橋の思いが込められていると承知しています。その新船「かけはし」は、両半島を周遊する観光ルートの核として、また、交流人口を拡大するための基幹インフラとして重要であると考えていますが、二点目として、新船「かけはし」のコンセプトや運航性能について伺います。

次に、航路の維持と活性化についてお聞きします。

県は、当該航路が県内全域に一定の経済波及効果を有することを認め、新船建造に当たって支援を行うなど、一定の役割を果たしてきたものと承知しています。しかし、運航事業者である第三セクター「むつ湾フェリー」の経営環境は依然として厳しく、今後の安定的な航路維持に不安の声が上がっているのも事実です。津軽と下北を結ぶ唯一の航路が失われれば、先ほども申し上げたとおり、住民生活への影響はもとより、観光振興や企業活動にも大きな支障が生じることは明らかであり、単に事業者の経営努力に委ねるのではなく、県として中長期的な視点に立つて、航路維持に責任を持つ姿勢を明確にする必要があると考えます。

そこで、三点目として、蟹田―脇野沢航路の維持、活性化に県はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

質問の六項目めは、青森県営浅虫水族館の老朽化対策についてです。県営浅虫水族館は、本州最北端かつ県内最大規模の水族館として、約三百種、八千点の生き物を展示し、年間を通じて県内外から多くの来館者を集める本県観光の重要な拠点施設であり、浅虫温泉地域の観光資源の一つとしても、県観光情報サイトなどで広く発信されているところであります。

一方で、浅虫水族館の本館は、昭和五十八年七月二十三日の開館から既に四十年以上が経過し、いわば築半世紀に迫る県有施設となっております。開館時には、県民の水産青森に水族館をという長年の思いを受け、常陸宮両殿下をお迎えして、盛大に開館式が行われたと記録されており、その歴史の長さとともに、建物、設備の老朽化が避けられない段階

に来ていると思います。また、いるか館、海獣館についても供用開始から三十年前後が経過しており、建物本体だけでなく、大型水槽やろ過設備などの機械設備を含めた総合的な老朽化が進行しているのではないのでしょうか。

一方で、近年は、タッチコーナーの改修をはじめ、個別施設のリニューアルや令和七年三月のエントランス改修、同年四月のこころ広場新設、水槽のリニューアルなど、一定の改修が順次行われたと承知しておりますが、これらの改修の一部については、浅虫水族館のにぎわいのために受領した寄附を活用して実施していると県から公表されており、改修費の増大や老朽化対策が喫緊の課題となっています。

しかしながら、老朽化した本体建物や大型水槽、機械設備を今後も維持・修繕を積み重ねることで使い続けることには限界が見えつつあるのではないか、直近の何年かだけを見ても、個別設備の更新に多額の維持修繕費を投じており、費用対効果の観点からも、部分的な継ぎはぎではなく、中長期的な更新の在り方を正面から議論する時期に来ているのではないのでしょうか。

そこでまず、浅虫水族館の老朽化について、県はどのように認識しているのか見解をお伺いいたします。

県は、これまでも県有施設の長寿命化や更新に関する基本的な考え方を整理し、老朽化や耐震性、利用状況などを踏まえた見直しを進めてきたところであります。そのような中で、築四十二年が経過した浅虫水族館を今後も県内唯一の本格的な水族館として位置づけていくのであれば、単に老朽化への対症療法的な修繕を続けるのではなく、県有施設全体の更新方針や観光振興ビジョンの中でどのような将来像を描くのかを明確に示す時期が迫っています。

そこで、浅虫水族館については、新築移転を含めて老朽化対策を検討する必要があると考えますが、見解をお伺いいたします。

質問の最後は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ終了後のスポーツ

振興についてです。

まだ青の煌めきあおもり国スポ・障スポが始まっていないのに終了の話をするのはどうかと思いますが、これは今から話をしないと進みませんので、御了承いただきたいと思っています。

青の煌めきあおもり国スポと青の煌めきあおもり障スポは、本県にとって四十九年ぶりとなる国民スポーツ大会であり、全国障害者スポーツ大会としては初めての開催となる極めて意義の大きい大会であります。大会準備に当たっては、競技会場の整備やPRキャラバン、開催一年前イベント、ボランティア募集など、県庁各部局や市町村、競技団体、企業、学校、地域の皆様が一体となって取り組んでおり、その御尽力に心から敬意を表します。

さて、今回の国スポ・障スポは、単にスポーツの祭典にとどまらず、人口減少と超高齢化社会が一段と進む青森県にとって、県民の健康づくりや地域コミュニティの再生、共生社会づくりをどう進めるのかという大きな問いに向き合う絶好の機会でもあります。他方で、全国の開催地の事例を見ると、大会期間中は大いに盛り上がるものの、終了後、しばらくすると、スポーツ実施率や地域の運動習慣が元の水準に戻ってしまい、祭りの後のような状態に陥ることも指摘されています。

とりわけ本県は、肥満や生活習慣病のリスクが高く、健康寿命と平均寿命の差も全国的に見て大きいとされており、スポーツや運動を大会のためではなく、暮らしの基盤、健康インフラとして根づかせていくことがこれまで以上に求められています。そして、国スポ・障スポをこの視点からどう位置づけるかが、県のスポーツ行政と教育行政の責任であると考えています。

そして、青の煌めきあおもり障スポ開催基本計画においても、県民一人一人が様々な形で大会に参画し、スポーツに親しむ習慣や、障がい者スポーツの一層の振興につなげることで、さらには地域の活性化や共生社会の実現に貢献することが掲げられております。まさに、この理念を大

会終了後の具体的な県民スポーツ・障がい者スポーツ振興の施策としてどのように具現化していくか、大会が終わった瞬間に熱気がしぼむのか、ここからが本当のスタートだと言えるのが今問われているのではないだろうか。

以上の問題意識の下、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ終了後の大会レガシーを生かしたスポーツ振興について、次の二点についてお聞きします。

一点目は、大会開催を契機とした今後のスポーツ振興についてです。国スポ・障スポを契機として、県民がスポーツに親しむ機運を高め、健康づくりや地域の活性化につなげていくことは、県としても重要な目的であると認識していますが、問題は、先ほども申し上げましたが、大会が終わった五年後、十年後にどういう姿を目指すかをどこまで具体的に描いているかという点だと思います。

大会準備に当たっては、各地で行われるリハサル大会をはじめ、多くの大会や合宿誘致を通じて、競技団体や学校、地域クラブとのネットワークが広がりつつあります。また、競技会場となる施設の改修等も進められ、これらは大会後を見据えると、県民の生涯スポーツや地域スポーツの拠点として生かしていくべきであります。

そして、今回の大会に向けては、各市町村の実行委員会事務局をはじめ、多くの人材や民間協賛企業の支えにより準備が進められています。これらは大会が終われば解散してしまう一時的な体制や資源である一方で、そこに蓄積されるノウハウやネットワークは、県のスポーツ行政にとって大きな財産であると考えます。

そこで質問します。

大会開催を契機とした今後のスポーツ振興について、県教育委員会はどうのように考えているのかお伺いいたします。

次に、障がい者スポーツの振興についてお聞きます。

全国障害者スポーツ大会としては、本県初開催という大変大きな意義

を持つ大会です。だからこそ、この機会を捉えて障がいのある方々が身近な地域で日常的にスポーツに親しめる環境をどこまで広げられるかが重要なことと考えておりますが、大会準備を通じて生まれるつながりを大会後も常設的なネットワークとして維持、発展させるため、県としてコーディネート機能や情報共有の場をどのように位置づけていくのか、障がいのある方がスポーツを続けたいと思ったときに地域で受け止める環境整備が整っているのか、具体的には、指導者やボランティアの継続的な育成、競技団体やクラブへのマッチング支援、競技用具や補助具の整備、バリアフリーに配慮した会場確保などが挙げられると思います。青森県として、これらを総合的に進めるための仕組みづくりや必要な財源の確保についても重要な課題ではないでしょうか。

全国障害者スポーツ大会を契機として、県民が障がい者スポーツに一層親しめる環境づくりについて、見解を求めます。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○副議長（齊藤 爾） 知事。

○知事（宮下 宗一郎） 齊藤孝昭議員にお答えいたします。

私からは、まず、フュージョンエネルギーの拠点形成を通じて目指す本県の将来の姿についてお答えいたします。

フュージョンエネルギーの拠点形成を進めることで、大規模な雇用創出効果等も期待されていることから、青森県の二〇四〇年のめざす姿、「若者が、未来を自由に描き、実現できる社会」の実現を支える一つの軸になるものと考えております。

このため、本年二月に取りまとめた青森県フュージョンエネルギー拠点形成戦略の基本的な考え方の実効性を高め、単なる発電事業ではないフュージョンエネルギー産業の創出に取り組んでまいります。

具体的には、本県において、技術体系や社会需要の世界的モデルの構築と、産業化の国際競争を制するイノベーションの中核拠点を目指していきます。これにより、プラントの建設、製造から研究、デジタル開発、

そして人材育成へと結びつけ、このことを本県の交流人口の拡大に貢献させ、さらにまちづくりへと広げることで、エネルギーコントロールハブ、エネルギーターミナルハブといったインフラの整備、最終的には定住者増、Uターン増につなげていきたいと考えております。

フュージョンの世界市場が加速度的に今後成長していくことに合わせて、青森県も成長する勝ち筋、道筋を描いていきたいと考えております。

続きまして、下北地域半島振興計画における下北半島地域の理念、将来ビジョン及び主な取組についてお答えいたします。

本計画では、県基本計画の基本理念である「AX『青森大変革』」、そして、二〇四〇年のめざす姿である「若者が、未来を自由に描き、実現できる社会」を下北半島地域振興の理念、将来ビジョンとして掲げております。

主な取組としては、自然災害や原子力災害へ備えるための半島防災の推進を新たに盛り込んだほか、下北半島縦貫道路をはじめとする道路整備の推進、むつ総合病院の病棟整備をはじめとした医療の確保、下北半島国定公園や下北ジオパークといった自然環境等を有効活用した地域間交流の促進などを掲げております。

また、下北半島地域は、環境・エネルギーや科学技術の分野でも高いポテンシャルを有しており、県としては、市町村や関係機関と連携を図りながら、こうした様々な地域資源を活用し、関連産業の集積の促進など、新たな地域振興に取り組んでまいります。

続きまして、蟹田―脇野沢航路が果たす意義や役割についてお答えいたします。

蟹田―脇野沢航路は、津軽、下北両半島を一時間で結ぶ重要な交通ネットワークであり、交流人口拡大や広域周遊観光の促進、さらには防災上の避難航路としても重要な役割を担っております。

本年四月には、新船「かけはし」が就航したところであり、これによ

り、航路の利便性や快適性の向上が図られ、これまで以上に両半島の交流の活性化やインバウンドも含めた本県の観光振興につながるものと期待しております。

今後、本航路が津軽、下北両半島を結ぶ架け橋として、子供からお年寄りまで県内外の多くのお客様に御利用いただきながら、その役割を十分に果たしていくことに期待しております。

次に、新船「かけはし」のコンセプトや運航性能についてお答えいたします。

新船「かけはし」は、津軽半島と下北半島をつなぐ地域振興に資する船、むつ湾の環境・自然を味わえる快適で楽しい船、乗る人全てにやさしい船、原子力災害や自然災害時に対応できる船という四つのコンセプトに基づいて建造されております。

これらのコンセプトに基づき、昨年まで運航していたかと同じ二百四十名の旅客定員を確保し、大きな窓や多様な座席の配置、バリアフリー対応のトイレやエレベーター等の新設、さらには、揺れを抑えるフィンスタビライザー等の整備により、誰もが快適に乗ること自体を楽しめる船となっております。

また、原子力災害や自然災害にも対応できるよう、陸奥湾内だけでなく、陸奥湾外の両半島沿海でも航海が可能な運航性能と設備を有しております。

続きまして、県民が障がい者スポーツに一層楽しめる環境づくりに関する県の見解についてお答えいたします。

障がいの有無にかかわらず、誰もが障がい者スポーツに親しみ、県民が障がい者との交流を通じて相互理解を深めることは、共生社会において非常に重要であります。

このため、本年十月に開催される青の煌めきあおもり障スポに向け、これまで各競技団体への選手の強化費用等の助成や、競技人口の拡大のため、障がい者向けスポーツ教室の開催等に取り組んでまいりました。

加えて、今年度は、重度の障がいのある方々を対象とした視線入力を活用したeスポーツ体験セミナーや、障がいのある人もない人も共にユニバーサル野球やeスポーツを楽しめるインクルーシブフェスタを開催し、障がい者スポーツの普及を幅広く進めることとしております。

さらに、現在、障がいのある人もない人も共に暮らせる社会づくりに向けた条例の制定に向けて準備を進めており、私からは、障がい者スポーツの推進に係る規定を盛り込むことを関係機関の皆様に御提案し、スポーツを通じた障がい者の社会参加を進めていきたいと考えております。

私からは以上です。

○副議長（齊藤 爾） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（船木久義） 御質問三点についてお答えいたします。

初めに、下北地域半島振興計画の策定に当たり、県基本計画等との整合をどのように図ったかについてです。

半島振興計画は、半島振興法第四条第二項において、国土形成計画その他法令の規定による地域振興に関する計画並びに国土強靱化基本計画及び水循環基本計画と調和したものでなければならずとされております。

このため、県では、青森県基本計画に基づき、本計画の理念や振興の基本的方向を定めた上で、国の各種計画や下北半島地域の市町村の長期総合計画等との整合について、関係市町村、国などと協議、確認しながら、本計画を策定しました。

次に、本計画の今後の見直しについてです。

半島振興法附則第三条では、国は同法の施行後五年を経過した場合の状況について検討の上、必要な措置を行うこととしており、本計画では策定から五年後をめどに、取組の進捗状況や本計画に基づく取組の評価などのフォローアップを実施することとしております。

本計画の見直しについては、フォローアップの結果や国の検討及び対応状況、他の計画の見直し状況、関係市町村の意見などを踏まえながら、総合的に検討していくことになるものと認識しております。

次に、蟹田―脇野沢航路の維持、活性化についてお答えいたします。

同航路の維持、活性化に向け、県では、運航事業者と連携して、新船就航を契機とした乗船機会の創出や、新規利用者の獲得に向けた様々なツアー造成、旅行会社への商品造成の働きかけに取り組んでいるほか、新船や船旅の持つ魅力を積極的に情報発信しています。

また、県、関係市町村、運航事業者で構成するむつ湾内航路活性化推進会議においても、県民向けのツアー造成や割引を含むキャンペーンの実施に取り組んでおり、引き続き、関係者一丸となって航路の維持、活性化に向けた利用促進等に積極的に取り組んでいきます。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） フュージョンエネルギーの拠点形成に向けた今年度の取組についてお答えいたします。

今年度は、慶應義塾大学との共同研究を行うとともに、県内外の有識者や関係機関等で構成する推進会議を開催いたします。

これにより、拠点形成に向けた課題や解決方法、必要な取組等について、短期、中期、長期それぞれの段階ごとに検討し、実行的なプランを策定したいと考えております。

さらに、知事によるフュージョンエネルギー関連企業へのトップセールスのほか、関係省庁への働きかけについては、令和九年度重点施策提案活動の準備を進めており、あらゆる機会を通じて、むつ小川原地域がフュージョンエネルギーの産業化に向けた最適地であることを強力にアピールしてまいります。

また、関係団体と連携し、県民理解の醸成にも取り組んでまいります。

○副議長（齊藤 爾） 観光交流推進部長。

○観光交流推進部長（工藤泰正） 御質問二点についてお答えいたします。

す。

初めに、浅虫水族館の老朽化に対する県の認識についてです。

青森県宮浅虫水族館は、昭和五十八年七月の開館から四十二年が経過し、修繕が必要な設備が増加しており、老朽化が進行していると認識しています。

なお、直近五年間では、空調設備や照明設備等の改修を行っており、経年劣化による設備等の改修費用も増加傾向にあります。

続きまして、浅虫水族館の老朽化対策に関する県の考えについてです。

県では、令和四年度に策定した改修計画に基づき、計画的な改修工事による施設の長寿命化に取り組んでいるところです。

一方で、令和七年度に実施した施設の実態調査では、コンクリートや配管類の劣化が確認されたところであり、今後の老朽化対策については、他県の水族館の事例等も参考としながら、将来の水族館の在り方を含め、様々な観点から検討する必要があると考えています。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長。

○農林水産部長（栗林 豊） 御質問四点にお答えいたします。

初めに、本県における漁業就業者の状況についてです。

議員御指摘のとおり、二〇二三年の漁業センサスによると、本県における令和五年の漁業就業者数は六千八百五十五人となっており、平成二十五年からの十年間で約三割減少したほか、六十五歳以上の割合が九ポイント上昇し、四四％となるなど、高齢化が進んでいます。

また、新規漁業就業者数について、県が沿岸漁業を対象に行っている調査では、令和二年度の二十人から減少傾向にあり、直近の令和七年度は九人となっています。

続きまして、漁業就業者の確保、育成に向けた県の取組についてです。

県では、青森新時代「農林水産力」強化パッケージにおいて、令和十年度の沿岸漁業における新規就業者数を十五人とする目標を掲げ、次代

を担う漁業人材の確保、育成に取り組んでいます。

具体的には、漁業就業者の確保に向けて、県内漁業関係者と連携し、県内外における就業支援フェアやウェブサイト「あおもり漁師への道」の活用などにより本県漁業の魅力を紹介し、漁業への理解を深めてもらうとともに、漁業求人への情報提供などを行っています。

また、漁業就業者の育成に向けては、新規就業者を受け入れる漁業者に対し、就業初期の経費等の支援が受けられる国の事業の活用を促しているほか、新規就業者の育成研修として賓陽塾を毎年開講し、漁業関係法令等の基礎知識やロープワークなどの漁業技術の習得を支援しています。

続きまして、下北地域における水産業の振興に向けた県の取組についてです。

県では、漁業経営が厳しさを増す中であっても、漁業者が希望を持つて漁業を継続できるよう、地域特性や環境変化を踏まえたつくり育てる漁業の推進など、生産力向上に向けた幅広い対策を進めているところです。

具体的には、佐井村ではマツカワの養殖試験、大間町ではノリの養殖試験、東通村では昆布海中林造成の実証試験を行っているほか、県栽培漁業振興協会と連携して、放流するナマコ種苗の大型化や効率的な生産手法の開発に取り組んでいます。

また、今年度は、こうした取組に加え、漁業者自らが行う所得向上への挑戦を広く公募し、その実現に必要な技術の導入や加工品の開発、試験販売といった取組を支援することで、漁業や漁村の活性化につなげていくこととしています。

続きまして、漁港を活用した海業の取組についてです。

県では、漁村の地域資源を有効活用して漁業者の所得向上とにぎわいを創出する海業を推進するため、その拠点となる漁港を活用した漁業体験プログラムづくりの手引を作成し、漁協等を対象に研修会を開催して

きたところですよ。

その結果、下北地域では、昨年度から地元漁協等が主体となり、脇野沢漁港におけるイワシの焼き干し加工体験ツアーや、大畑漁港における陸上養殖したウニの殻割り体験ツアーなど、漁港への来訪者を増やす取組を実施しています。

また、今年度は、東通村の尻労漁港において、新たな収入源として期待されるマガキの養殖を始めるとともに、将来的には体験ツアーに盛り込む方向で検討を進めることとしています。県としては、このような取組のさらなる推進に向けて、引き続き、指導、助言を行ってまいります。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 青の煌めきあおもり国スポを契機とした今後のスポーツ振興についてお答えします。

国民スポーツ大会は、国民へのスポーツの普及、健康増進、地方スポーツ振興や地方文化の発展等を目的に、毎年開催される国内最大のスポーツの祭典です。

県教育委員会では、半世紀ぶりの開催となるあおもり国スポを本県スポーツ振興の好機と捉え、選手の競技力向上、スポーツに対する各世代の意識啓発、スポーツ環境の充実など、県民の誰もがする、見る、支える取組などを通じて、スポーツの楽しさを享受できるよう取り組んでいます。

大会後は、これまでの取組の成果をレガシーとして継承しながら、地域スポーツをさらに推進するとともに、スポーツを通じた幅広い交流や地域文化の発信など、地域活性化につながる本県スポーツ振興に取り組んでいく必要があるものと考えています。

○副議長（齊藤 爾） 齊藤議員。

○十番（齊藤孝昭） 何点か再質問させていただきます。

まず最初に、フュージョンエネルギーの拠点形成について意見ということで、質問ではありません。

知事から、いろんな夢のある、先は長いんですけども、六ヶ所村、むつ小川原地域を通じて、拠点として青森県の産業を支えていく場所だという話がありました。長年、むつ小川原地域というのは、国の国家プロジェクトの根幹を担ってきた地域であります。当初、大規模な工業集積とかが予定されていましたが、それが思うようにいかなかった歴史を抱えています。その上で、ここに至るまで、県も含めて国の様々な努力もあって、むつ小川原地域がこのような現状にはなってきましたが、さらに発展していくためにフュージョンエネルギーの拠点地域ということになると思います。これも先ほどの知事答弁でありましたとおり、むつ小川原地域が中心になつて青森県の経済を支えていくんだと。当然人口流出または人口増、さらには青森県の発展のためにこの地域が間違いなくハブになつて県内全体を引っ張っていくんだと。将来の話ですけれども、そういうお答えだったと思います。

壇上でも申し上げましたが、時間がかかることだからこそ、今からフュージョンエネルギーについて県民の皆さんの理解を得られる活動もしつかりやっていくことが必要で、私の周りにもフュージョンエネルギーとは何のことと言う人たちもやっぱりたくさんいますので、これから広報も含めた事業もぜひやってほしいなと思っています。実際、形につなげるためには、当然国の支援、国の方針に乗っていくことが必要でありますので、ぜひ県としても積極的にこのことについて取り組んでいただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

次に、浅虫水族館について再度質問させていただきます。

答弁では、老朽化への対応は個別改修を継続するとのことが中心でありましたが、移転新築を含む抜本的な更新を、将来どうするんだという位置づけについてもできれば答弁していただきたいと思います。思っていました、そこまでは至りませんでした。

一般論ですけれども、調べたところ、水族館の更新目安は三十年程度となっているそうです。ということは、浅虫水族館については四十年を

超えていますので、当然ですが、修繕で持ちこたえさせるのではなくて、極端に言ったら新築したほうがいいのかとか、または改修するにしても、どういう改修方法があるのかとか、検討するのははやそこに迫っていると思っています。さらに、生き物を扱っている施設でありますので、簡単に移転をしたりとか、簡単に増築したりということはなかなか難しいなと思っていますし、計画的に時間をかけてやっていかないと、これは多分実現しないだろうなとも考えています。

なので、五十年選手になる前に、できれば浅虫水族館の今後について方針を示すべきだと思っていますが、水族館の在り方をどのような方向性で検討していくと考えているのか伺いたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 観光交流推進部長。

○観光交流推進部長（工藤泰正） 将来の水族館の在り方については、指定管理者や地元の意見なども聞きながら、県民にとっての水族館の意義、地域経済にとつての水族館の効果など、多角的な観点から検討を行う必要があると考えています。

その上で、建物の改修、建て替え等、様々な方策を検討することが必要であると考えています。

○副議長（齊藤 爾） 斉藤議員。

○十番（齊藤孝昭） 繰り返しますけれども、なるべく早く対応しないといけない可能性があるので、しっかりとお願いしたいと思います。

次に、漁業就業者の確保と育成について再質問させていただきます。県では、地域漁業の中核となる漁業者を青年漁業士として、また、優れた経営を行い、若い人たちの指導的役割を果たしている漁業者を指導漁業士として知事が認定していきまして、その両者は、任意団体ではありませんけれども、青森県漁業士会を組織して、下北地域では一名を含む六名の青年漁業士が、同じく下北地域一名を含む五名の指導漁業士が認定された、この間報道されておりました。現在は総勢百十名ほど漁業士

に認定されているとお聞きしていますけれども、この漁業士会では、主に子供向けの体験、運動を加えた水産教室の開催や自らの資質向上に向けた研修会の開催、海浜清掃などの様々な活動を行い、漁村地域の活性化にも寄与していると聞いております。

県として、漁業就業者の確保と育成に向けた各種取組を進めていく中で、この漁業士との関わりを一層深めていく必要があると思いますけれども、県は、漁業就業者の確保、育成を図る観点から、漁業士とどのように連携していくのかお伺いしたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長。

○農林水産部長（栗林 豊） 漁業士は、地域の漁業や漁村を振興する主体的な活動や、技術の普及、担い手の育成、若手漁業者への指導、助言などの役割を担っており、県では、漁業就業者の確保、育成の取組が効果的なものとなるよう、漁業士との連携に努めているところです。

具体的には、小学生から高校生を対象とした漁業への理解を深める研修等の講師を務めてもらっているほか、インターシップを希望する大学生等を受け入れてもらうなど、その実践的な知識、ノウハウが活かされる取組に参画や協力をしていただいているところです。

○副議長（齊藤 爾） 斉藤議員。

○十番（齊藤孝昭） ありがとうございます。

最後に、意見になりますけれども、蟹田―脇野沢航路の維持についてです。

これまで、県や関係市町村、事業者で構成する場において、観光周遊ルートの造成や、北海道新幹線奥津軽いまべつ駅との連携、各キャンペーンなどの取組が行われてきたと先ほどの答弁でいただきました。しかしながら、まだまだ十分に地域が持つポテンシャルを生かし切れていないのではないかと私は思っています、答弁いただきました運航性能に加えて、少しお話をさせていただきたいと思います。

船の性能が格段に向上したということは、それを活用した企画やメニ

ユーの幅も多分広がることにつながるんだろうなと思っています。そのことをやはり県が主導して、全庁横断的にいろんな部門からその活用を支援していくということをやってほしいということ、何よりも県民の皆さんがむつ湾フェリー、蟹田―脇野沢航路があるということをしつかりと認知してもらおうという取組も必要ではないかと考えております。

そして、災害時の話もお話いただきました。災害時の津軽、下北両半島の防災力を高める上では非常に重要な航路でありますので、かけはしを使った訓練とか、沿線自治体との災害時の連携の在り方など、今後検討する必要があると思いますので、やっているとありますが、しっかりとその検討をお願いしたいなと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（齊藤 爾） 五分間休憩いたします。

午後一時五十七分休憩

午後二時五分再開

○副議長（齊藤 爾） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

五番小笠原大佑議員の登壇を許可いたします。――小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 立憲民主・無所属の会の小笠原大佑です。今日が今年度最初で最後の一般質問です。項目は多岐にわたりますが、根っこにあるのは青森で暮らす人が希望を持って生きられる県政をつくりたいという思いです。

それでは、質問していきます。

まず、映像コンテンツによる観光情報発信についてです。

「青森なんて何もない」。一体何度この言葉を聞いてきたでしょうか。そのたびに私は、そんなことはない、青森にだってちゃんとあると思ってきました。自然、祭り、食、文化、温泉、町並み、津軽弁や南部弁の響き、何気ない暮らしの風景、青森には都会では受け取れない豊かさが

あります。

ただ、魅力はそこにあるだけでは届きません。誰かが気づき、すくい上げ、語り、届けていかなければ見過ごされてしまいます。

今、旅の入り口は大きく変わりました。動画やSNSを見て、ここに行ってみた、これを食べてみたいと思う人が増えています。県でも、まるごと青森や、はらぺこ青森などでSNS発信に取り組んでいるのは承知しています。例えば、過去の投稿では、青森市の食堂のメニューが「ちゆるるといきました夏の定番ざる中華」と紹介されていました。青森では当たり前にあるざる中華、中華ざるは、実は都会にはありません。これ一つ取っても県外の人にとっては新鮮かもしれません。青森にだってあるんです。

ただ、大切なのは、投稿して終わりにしないことです。誰の心に届き、青森へ行ってみたい、食べてみたいという動きにつながっているのか、伝え方を育てる必要があります。

また、映画、ドラマ、テレビ番組などのロケーション撮影には、地域の風景を物語として届ける力があります。古くは映画「八甲田山」や、アニメでは新海誠監督の「雲のむこう、約束の場所」など、青森はこれまでも多くの物語の舞台になってきました。作品の舞台になった地域に人が訪れる、知らなかった景色や町に関心を持つ、青森にもまだ眠っている物語があるはずなんです。だからこそ、撮影に来てもらう働きかけ、ロケ地の相談、市町村や関係団体との連携、撮影後の観光活用までを一つの流れで考える必要があります。制作側と地域をつなぐフィルムコミッションの機能をどう生かすかも重要です。

そこで質問します。

一点目、SNSを活用した県の観光情報発信について、これまでの成果と課題をどのように認識しているのか。

二点目、テレビ番組や映画、ドラマなどのロケーション撮影の誘致について、県のこれまでの取組状況と今後の方針を伺います。

次に、新たな県立博物館の整備についてです。

映像が青森の物語を外へ届けるものだとなれば、博物館は、青森が歩んできた物語を未来へ手渡す場所です。県立郷土館は、ふるさとをつなぎ未来をつくるミュージアムとして、新たな県立博物館としての検討が進んでいます。観光として青森を外に伝えることも大切ですが、その前に私たち自身が青森を知ることが大切です。青森には、先人たちの暮らしがあり、祈りがあり、自然と共に生きてきた営みがあります。私は、郷土館をいぶし銀のような施設だと思ってきました。

新たな県立博物館は、単なる展示施設ではなく、県民が青森の歩みと出会い、子供たちが自分の住む地域に目を向けるきっかけとなる場所であってほしい、そして、県内各地の資料館や文化財、人から人へ受け継がれてきたものをつなぐ拠点であってほしいと思います。その理想を形にするには、整備場所の理由を県民に分かりやすく示すこと、子供たちの学びや地域の文化資源をどう結ぶのが重要です。

では、質問です。

一点目、新たな県立博物館の整備場所候補地が決定した際には、選定理由を県民に分かりやすい形で示す必要があると考えますが、県教育委員会の見解はどうか。

二点目、新たな県立博物館において、教育普及に係る活動をどのように行っていくのか。

三点目、新たな県立博物館を県内各地域の博物館、資料館、文化財等をつなぐ中核拠点として整備するべきと考えますが、県教育委員会の見解を伺います。

続いて、ボールパーク整備における施設規模と事業の進め方についてです。

博物館が青森の物語を未来につなぐ場所だとすれば、ボールパークは、新しいにぎわいを生み出す場所になり得ます。スポーツには町の空気を動かす力があります。一方で、県が整備する大規模施設である以上、

夢や期待だけでは進められません。規模、運営、維持管理、将来世代への負担をどう考えるのか。特に今は建設コストが上がり続けています。造るときは盛り上がりつつも、その後の負担が重くなつてはいけません。ボールパークという言葉には、単なる野球場を超えて、にぎわい、交流、健康づくり、地域経済の波及など、様々な期待が込められています。だからこそ、冷静さと透明性が必要です。

では、質問に入ります。

一点目、青森県ボールパーク整備基本計画における野球場の規模とその考え方について。

二点目、今年度実施するボールパーク整備推進事業アドバイザー業務の内容について伺います。

次に、核燃料サイクル政策における立地県としての安全確認についてです。

ここまで、青森の魅力や文化、公共施設について伺ってきましたが、県民の暮らしや将来に大きな影響を与える政策ほど丁寧な説明が欠かせません。その一つが核燃料サイクル政策です。

先日、日本原燃は、六ヶ所再処理工場について、国の審査会合での説明に一区切りがついたとして県に報告しましたが、度重なる竣工時期の延期や安全確認、操業開始の見通しなどをめぐり、長く県民の関心と不安が続いてきました。国や事業者の説明を県がどう受け止め、何を確認し、県民にどう説明するのか、立地県としての姿勢が問われています。今回、確認したいのは、竣工と操業の関係です。竣工とは何を確認した段階なのか、操業とは何が違うのか、竣工後にも確認すべきことが残るのか、県民にはまだ分かりにくいものです。

特に焦点となるのがガラス熔融炉です。高レベル放射性廃液をガラスと混ぜて固める再処理工場の重要な設備です。模擬廃液で閉じ込め機能などを確認し、実廃液を用いた確認運転で処理能力などを確認する考え方が示されています。これまで竣工に向けた過程の中で、実廃液を用い

たガラス固化試験により、運転性能や処理能力を確認してきた経緯があります。そうした中で、今回、実廃液での確認を竣工後に行うという考えを県はどう受け止めるのか、ここを曖昧にしたまま次へ進むことはできません。

私は、県民に対して安全ですと言うだけでは足りないと思います。何を確認し、どこに不確実性や課題が残り、県として何をもって安全確認とするのか、県民が理解し、判断できる言葉で示されなければ、立地県としての責任を果たしたとは言えないのではないのでしょうか。

そこで伺います。

一点目、六ヶ所再処理工場における竣工と操業の関係について。また、それを県民に説明すべきと考えますが、県の認識はどうか。

二点目、六ヶ所再処理工場のガラス溶融炉において実施するとしている模擬廃液を用いた検査と実廃液を用いた試験について、それぞれの実施目的と日本原燃株式会社が実廃液を用いた試験を竣工後に行いたいとしていることに関する県の見解を伺います。

次に、再生可能エネルギーの持続可能な活用促進についてです。

エネルギー政策は、暮らしと産業を支える土台です。再生可能エネルギーも、ただ増やせばよいというものではありません。地域との共生、地域への還元、地産地消の視点が欠かせません。青森には、風、太陽、森、水、地熱など、豊かな自然資源があります。その資源が外から使われるだけで利益は外へ流れ、景観や環境への負担だけが残る、そうした形にしてはいけません。地域の資源を搾取されるような形にしてはならない。大切なのは、地域で生まれたエネルギーを地域で生かし、暮らしや産業に返していくことです。外に流れていたお金を地域内にとどめる視点も必要です。

一方で、市町村だけで再エネを地域の力に変えるのは簡単ではありません。住民との話し合いや事業者との調整もあります。だからこそ、県には市町村と一緒に考える役割が求められます。

では、質問です。

一点目、青森県環境総合プランを踏まえ、再生可能エネルギーの地産地消を進める意義と、その実現に向けた県の考え及び取組について。

二点目、市町村が進める再生可能エネルギーの活用に向けた取組に対し、県はどのように支援していくのか伺います。

続いて、青森県生物多様性戦略における自然共生社会の構築についてです。

白神山地、八甲田、十和田湖、陸奥湾、岩木川、奥入瀬、津軽半島、下北半島、この青森の豊かな自然に多様な生命が存在し、森、川、海のつながりの中で米が育ち、リンゴが実り、魚が取れ、私たちの暮らしが続いています。自然の中で私たちは生かされています。

今、そのつながりが変わっています。先日は、青森市の中心部「クロスタワー ア・ベイ」にツキノワグマが現れました。かつては考えられなかったことが起きています。近年の熊、そして、イノシシ、鹿をはじめとする野生鳥獣とのあつれきは、県民の命や暮らしに直結する深刻な問題です。人命を守ること、農作物被害を防ぐことは大前提です。しかし、出てきたら取る、被害が出たら対応する、それだけでは追いつかなくなっています。

人が山に入らなくなり、里山が荒れ、集落の近くまで草木が茂る、人と野生動物の距離は確実に近くなっています。だからこそ、捕獲だけでなく、集落に近づけない環境づくり、出没情報の共有、地域で対応できる人づくりまで考える必要があります。自然との距離をどう整えるのか、自然と共に生きるあおもりをきれいな言葉だけで終わらせてはいけません。

そこで伺います。

一点目、生物多様性の重要性について、県の認識はどうか。

二点目、基本理念である自然と共に生きるあおもりの実現に向けて、どのように自然共生社会の構築に取り組んでいくのか。

三点目、行動計画にある野生鳥獣と人との調和共存を図るため、どのように取り組んでいくのか伺います。

続いて、動物の多頭飼育問題における社会福祉との連携についてです。

先ほどは自然の中の命について伺いました。ここからは、暮らしのそばにいる命、犬や猫との関係について伺います。

多頭飼育問題を、ただ飼い方が悪いで片づけることはできません。多頭飼育問題は、単に犬や猫を多く飼っていることではなく、頭数が増え、飼い主が世話をし切れなくなり、動物の健康や周辺環境、飼い主自身の暮らしに深刻な影響が出ている状態です。特に猫は繁殖力が高く、避妊去勢がされないままでは、短期間で頭数が増えてしまいます。餌や水、医療、清潔な環境が保てなければ、動物の命は危険にさらされます。

動物がかわいそうだから引き取れば終わりではありません。多頭飼育問題を引き起こす飼い主には、精神・身体・経済的問題を抱えていることが多いのです。そして、人の孤立や生活の苦しさがそのままであれば、また同じことが起きてしまうかもしれません。だからこそ、一時的な保護だけでなく、再発を防ぐ見守りと生活支援が必要です。動物を守ることに、人の暮らしを支えることは一緒なのです。臭いや鳴き声、衛生環境の苦情が出てから把握するのでは、既に動物も人も追い詰められている場合があります。だからこそ、問題が大きくなる前に誰が気づき、どこへつなぐのか、その仕組みが必要です。そのためには、動物愛護の担当だけで抱えるのではなく、市町村福祉、地域包括支援センター、民生委員、獣医師、動物愛護団体などにつながる必要があります。

また、未然防止の方法として、多頭飼育届出制度も検討すべきです。一定数以上の犬や猫を飼う場合に届け出てもらい、頭数が増え過ぎる前に助言や福祉的支援につなげる入り口です。飼い主を責めるための制度ではありません。もちろん、届出制度だけで解決するわけではありません。制度の周知や届け出た後に支援できる体制も必要です。それでも深

刻化する前に、人と動物の暮らしに目を向ける仕組みとして、県として選択肢から外すべきではないと考えます。

では、質問です。

一点目、動物の多頭飼育問題に対する県の取組方針について。

二点目、社会福祉関係機関等と連携を図るための県の取組状況について。

三点目として、多頭飼育問題の発生を未然に防止するためにも、多頭飼育届出制度を導入すべきと考えますが、県の見解を伺います。

次に、社会的養護を経験した若者への支援についてです。

多頭飼育問題では、行政の目が届きにくいところに命と暮らしが重なることに触れました。ここからは、家庭の支えを十分に受けられず、社会に出ていく若者への支援についてです。

虐待やネグレクト、家庭の様々な事情によつて親元で暮らすことが難しい子供たちがいます。その子供たちを家庭だけに任せず、社会全体で支えるのが社会的養護です。けれども、施設や里親家庭を離れた後も、その子の人生は続きます。

社会的養護を離れた若者をケアリーバーと呼ぶことがあります。施設や里親家庭を離れた後、住まい、進学、就労、生活費、人間関係、将来の不安にぶつかることもあります。同世代であれば親や家族に頼れることでも、それが難しくなってしまうのです。十八歳になったから施設や里親家庭を離れたからといって、急に一人で何でも抱えられるようになるわけではありません。困ったときに電話できる人がいるのか、失敗したときにもう一度相談できる場所があるのか。本当の自立とは、誰にも頼らず、一人で生きることではないはずです。あなたは一人ではないんだとつながりを切らさない支援が必要です。

県では、社会的養護自立支援拠点事業を通じ、退所前から若者とながら、退所後も相談できる体制づくりを進めています。困ってから探すのではなく、退所前からつながっておく、そこにこの事業の意味があり

ます。

一方で、相談件数として見えるのは、支援につながることできた若者です。本当に困っている若者ほど相談できない、制度を知らない、頼ってよいと思えないこともあったりします。だからこそ、必要なときにもう一度つながれる支援をどう広げるのが重要ですよ。

では、質問です。

一点目、社会的養護自立支援拠点事業について、令和六年度以降の相談実績はどうなっているのか。

二点目、社会的養護を離れた若者が孤立せず、必要な支援につながり続けるため、県は社会的養護自立支援拠点事業をはじめとする退所後支援をどのように進めていくのか伺います。

続いて、家事や育児に不安や負担を抱える子育て家庭への支援についてです。

誰もが初めて親になります。最初から完璧にできる人はいません。眠れない日、不安な日、誰にも頼れず踏ん張る日があります。助けてと言いたくても、その助けを探す余裕すらない日もあります。子育て支援というと、保育料や医療費、給付金に注目が集まりがちです。それももちろん大切ですが、実際の暮らしでは、御飯、洗濯、睡眠、しんどいときに誰かが来てくれること、その一つ一つが暮らしを支えています。子育てを家庭の責任だけにしてはいけません。産後の家庭、独り親家庭、近くに頼れる親族がいない家庭にとって、家事や育児の支援は生活を支える命綱になることがあります。

家事や育児に不安や負担を抱える家庭を訪問し、生活を支える子育て世帯訪問支援事業は、実施主体が市町村です。こども家庭庁の資料では、令和七年度、本県で実施予定の市町村は、四十市町村中、十三市町村、実施率三二・五%にとどまっています。同じように助けを必要としても、住む地域で支援につながるかどうかには差が出てよいとは思いません。県として、実施状況をどう把握し、未実施の市町村にどう働きか

けるのかが問われます。

また、独り親家庭では、仕事、家事、育児、学校とのやり取り、将来の不安まで一人で抱え込みやすい現実があります。制度はあるだけでは届きません。困ったときに見つけられて、ためらわずに頼れる支援が必要ですよ。

では、質問です。

一点目、より多くの市町村が子育て世帯訪問支援事業を実施すべきと考えますが、県の見解は。

二点目、家事や育児に負担を抱えやすい独り親家庭の相談支援について、県の取組を伺います。

次に、物価高騰下における県立高校生の学校生活支援についてです。

子育て家庭への支援を考える上で、教育にかかる負担も重要です。授業料が実質無償になっても、高校生活にかかるお金がなくなるわけではありません。ある調査では、青森県の県立高校の入学初年度にかかる授業料以外の費用は学校によって大きな差があり、平均で二十万円を超える負担があるとされています。制服、教科書や副教材、学校徴収金、部活動など、様々な支出が積み重なります。高校生にとって学校は、ただ勉強する場所ではありません。友人と過ごし、部活動に励み、将来を考える大切な時間です。家庭の経済状況によって、その時間が細っていくことがあってはなりません。

そして、見落とせないのが昼食の問題です。小・中学校では給食があり、青森をはじめ、給食無償化が進んでいます。高校ではありません。高校では、弁当、購買、食堂、登校前のコンビニやパン屋など、状況は学校によって異なります。毎日弁当を用意する家庭の負担もあります。安価で栄養のある昼食にアクセスできるのか。これは、生徒の健康と学びを支える基盤です。授業料の無償化だけで高校生活の負担がなくなつたわけではありません。学校徴収金や昼食提供体制について、実態を把握する必要があります。

そこで伺います。

一点目、県立高等学校において、学校徴収金の保護者負担が増加していると考えますが、県教育委員会の認識はどうか。

二点目、食堂、購買、弁当販売など、県立高等学校における昼食の提供体制について。

三点目、授業料は実質無償となりましたが、保護者等の授業料以外の教育費負担も軽減すべきと考えます。県教育委員会の見解を伺います。

次に、性の多様な在り方への理解促進についてです。

全ての人が安心して学び、働き、暮らすためには、自分の存在を否定されない安心が必要です。性の在り方は、一つの物差しで決まるものではありません。身体性の性、自分の性をどう感じているか、社会の中でどう表すのか、誰を好きになるのか。これらはそれぞれ別のもので、一つだけでその人の全てが決まるわけではありません。

性の多様性とは、性的マイノリティーとされる方々だけの話ではありません。自分をマジョリティー（多数派）だと思っている人も含め、全ての人がそれぞれに多様な性の在り方を持っています。だからこそ、誰かの在り方を一つの言葉だけで決めてしまうことはできません。

しかし、現実には、性的マイノリティーとされる方々が、学校、職場、家庭、医療、行政手続など、日々の様々な場面で生きづらさを抱えることがあります。言えない、相談できない、否定されるのではないかと不安になる、その積み重ねが孤立や自己否定につながることもあります。言えないまま苦しむ人をいかにしてはいけません。

国でも、先日、LGBT理解増進法に基づく初めての基本計画が閣議決定されました。また、今月二十八日には青森市で青森レインボーパレードが開催されます。自分らしく生きているとこの町で伝える人がいる。一方で、自分を隠したまま暮らしている人もいます。そのどちらもこの同じ青森で今生きています。だからこそ、安心して相談でき、否定されずに暮らせる社会をつくる必要があります。性の多様な在り方が尊重

される社会とは、特別な誰かだけを守る社会ではありません。誰もが余計な我慢をしなくてよい社会です。その社会を言葉だけでなく、暮らしの中でどう実現していくのか、県の姿勢と具体的な取組が問われています。

では、質問です。

一点目、性の多様な在り方が尊重される社会の実現が必要と考えますが、県の認識はどうか。

二点目、性の多様な在り方への理解促進に向けて、県はどのように取り組んでいるのか伺います。

続いて、学校における性的マイノリティーとされる児童生徒への対応についてです。

性の多様性を大切にするということは、学校の中で具体的な場面として問われます。制服、トイレ、更衣室、呼び方、健康診断、宿泊行事、どれも子供の毎日に関わるものです。大人と違い、子供にとって学校は毎日通わなければならない逃げ場の少ない空間です。そこで安心できないということは、学校生活そのものが苦しいものになるということです。

例えば、男女別のトイレしかないことで不安や負担を抱える子供がいます。これは、単なる設備の問題ではなく、安心して学校にいられるかどうかの問題です。大事なものは、子供本人が安心できる選択肢を学校の中に用意することです。本人の意思やプライバシーを守りながら一緒に考えることです。そのためには、個々の学校や先生だけに判断を委ねず、県教育委員会としても、対応の考え方や相談できる体制を示す必要がありますとも考えます。

また、子供たちが性の多様な在り方を正しく知る機会も必要です。知らないことがからかいや決めつけにつながる可能性があります。誰も傷つけず、相談できる学校にするためにも、学びの充実が必要です。では、質問です。

一点目、教職員が性的マイノリティーとされる児童生徒の個別の事案に応じた適切な対応を行うための県教育委員会の取組について。

二点目、学校における性に関する教育の充実を図るため、県教育委員会ではどのように取り組んでいるのか伺います。

最後に、命と希望を支える県政についてです。

ここまで、青森の魅力をどう伝えるか、受け継いできたものをどう残すか、地域の未来をどうつくるか、困難を抱える人をどう支えるかについて伺ってきました。一見、別々の話に聞こえるかもしれませんが、私の中では全て一つの問いです。青森で暮らす人を一人にしない、苦しさを自己責任にしない、生きていいとちゃんと考える県にする、そのために県政は何かができるのかという問いです。

二百二十七人。人口動態統計による、昨年、二〇二五年の青森県の自殺者数です。自殺死亡率は、人口十万人当たり二〇・〇となり、全国で最も高くなりました。自殺は個人の弱さの問題ではありません。健康、生活、仕事、家庭、孤独、介護、いじめ、差別、将来不安、幾つもの苦しさの重なり、支えが届かないまま追い込まれていく人がいます。相談窓口を置くだけでは足りません。福祉、医療、労働、教育、孤独・孤立対策まで含めて県政全体で受け止めるべき課題です。

また、同じ調査で青森県の出生数は四千七百三十七人となり、初めて五千人を下回りました。合計特殊出生率も一・一〇となり、過去最低を更新です。結婚するかどうか、子供を持つかどうかは一人一人の自由な選択です。政治や行政が特定の生き方を押しつけてはなりませんけれども、望んでいるのに、経済的な不安、仕事との両立、住まい、教育費、孤立などによって、結婚や出産、子育てを諦めざるを得ないとすれば、それは社会の課題です。少子化対策は、子育て支援だけでは足りません。若者が青森で暮らし続けられるのか、働きがいのある仕事があるのか、自分の人生を自分で選べる社会になっているのか、そこまで踏み込む必要があると思います。

二百二十七と四千七百三十七、意味の違う数字ではありませんけれども、どちらも青森で生きる人たちの現実を映しています。一人一人の暮らしがあります。単なる数字ではありません。眠れない夜を過ごしている人、誰にも相談できず、踏ん張っている人、将来への不安で諦めかけている人がいるかもしれません。県政は、声にならない声にどれだけ近づけるのか、見えにくい苦しさをどれだけ早く受け止められるのか、青森で生きることを諦めなくていいと思える県にできるのか、これが問われています。

では、最後の質問です。

一点目は、自殺対策として、令和七年人口動態統計の概数において、本県の自殺死亡率が全国で最も高くなったことに対する県の受け止めと、今後の自殺対策をどのように進めていくのか。

二点目は、少子化対策として、令和七年人口動態統計の概数において、本県の出生数が過去最少及び合計特殊出生率が過去最低となったことに対する県の認識と、今後の少子化対策をどのように進めていくのか伺います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○副議長（齊藤 爾） 知事。

○知事（宮下 宗一郎） 小笠原議員にお答えいたします。

私からは、まず、青森県ボールパーク整備基本計画における野球場の規模とその考え方についてお答えいたします。

青森県ボールパーク整備基本計画における野球場の規模については、グラウンドは両翼百メートル以上、中堅百二十メートル以上など、公認野球規則にのっとった規格とし、座席数は、プロ野球の公式戦にも対応可能となる固定席七千五百席以上、かつ全体の収容人数は一万五千人以上を確保することとしております。

これらの要件については、ボールパーク整備検討会議報告書の内容や野球関係者からのヒアリング、現県営野球場の利用実績や過去の地方球

場におけるプロ野球公式戦の開催実績などを踏まえ、適切な規模となるよう検討したものであります。

続きまして、再生可能エネルギーの地産地消を進める意義と、その実現に向けた県の考え方及び取組についてお答えいたします。

再生可能エネルギーの地産地消は、地球温暖化対策としての温室効果ガスの抑制と、その取組による経済的メリット獲得の両立を県民に享受していただく取組であります。

本県は、豊富な再生可能エネルギー資源に恵まれ、個人レベルでも法人レベルでも様々な取組が進められており、家庭や企業のエネルギーコストの軽減だけでなく、その電源を活用した県内企業の取組拡大などを推進することにより、本県経済の好循環を進めていきます。

続きまして、本県の自殺死亡率が全国で最も高くなったことに対する県の受け止めと、今後の自殺対策の進め方についてお答えいたします。

令和七年の本県の自殺死亡率については、私としても非常に残念な結果と重く受け止めております。これまで以上に市町村や関係団体等と連携しながら、高い自殺死亡率の背景にある複合的な課題に対し、取組を進めてまいります。

具体的には、いのち支える青森県自殺対策計画に基づき、年代や属性に応じた対策として、高齢者向けに介護支援相談員等を対象としたゲートキーパーの育成、子供・若者世代向けにSNSを活用した相談窓口の設置、生活困窮者向けに市町村単位の包括的な支援体制の構築に向けた職員の資質向上等に重点的に取り組んでまいります。

また、生きづらさを感じている県民の方々が一人で悩まず相談できるよう、様々な分野の相談窓口を広く紹介することなどにより、社会全体の自殺リスクの低減を図ってまいります。

次に、本県の出生率が過去最少及び合計特殊出生率が過去最低となったことに対する県の認識と、今後の少子化対策の進め方についてお答えいたします。

現在の少子化の流れは、過去五十年間の大きな流れの延長線上にあるものであり、対策を講じたとしても、今後、さらに数十年間は少子化が続くことは避けられない、極めて厳しい情勢にあると認識しております。

本県における少子化は、若年女性の県外流出や未婚化が影響していることが考えられますが、我が国全体の課題でもあり、容易に解決できるものではありません。この厳しい現状認識を県民全体で共有しながら、こども・子育て「青森モデル」に掲げる高い目標に挑戦していく必要があります。

少子化の大きな流れを変えていくため、県、市町村、企業、団体がそれぞれの立場で主体的に役割を担い、国の支援を得つつ、相互に連携しながら、社会全体がこの課題を自分事として捉え、行動してもらえよう、こども・子育て「青森モデル」の取組を着実に進めてまいります。私からは以上です。

○副議長（齊藤 爾） こども家庭部長。

○こども家庭部長（細谷健司） 御質問六点にお答えいたします。

初めに、社会的養護自立支援拠点事業の相談実績についてです。

県では、「社会的養護自立支援拠点事業つなぐ」を弘前市に開設し、社会的養護経験者の自立に向けた様々な支援を行っています。

令和六年度の相談実績は、退所を控えた者に対する相談支援が三十人、延べ五百二件、退所後の相談支援が二十七人、延べ三百六十二件となっています。

令和七年度の相談実績は、退所を控えた者に対する相談支援が三十九人、延べ四百五十六件、退所後の相談支援が五十人、延べ三百五十一件となっています。

退所後の主な相談内容は、奨学金や自治体、公共料金等の各種手続に関すること、仕事や生活上の不安や悩みなどとなっています。

次に、社会的養護を離れた子供が孤立せず、必要な支援につながり続

けるための県の支援についてです。

県では、児童相談所において、施設等の退所を控えた子供が退所した後も、居住、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題や、求職上の問題等について社会的養護自立支援拠点事業へ相談することができるよう、入所中に支援コーディネーターにつなぎ、連携して対応しています。

また、社会的養護経験者の孤立を防ぎ、必要な支援につなげるため、社会的養護関係施設等に入所中の子供を対象とした自立に向けた準備に関する勉強会を実施するなど、子供同士が相互に交流する場を開設しています。

県といしましては、引き続き、本拠点事業の利用促進を含め、対象者等へ広く周知するとともに、関係機関と連携を図りながら、社会的養護が必要な児童の自立を支援してまいります。

続きまして、家事や育児に不安や負担を抱える子育て家庭への支援について、より多くの市町村が子育て世帯訪問支援事業を実施すべきに対する県の見解についてです。

市町村の訪問支援員が家事、子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭等を訪問し、相談に対応するとともに、家事、子育て等の支援を実施する子育て世帯訪問支援事業について、令和七年度末までに事業を開始した市町村は九市町ですが、各市町村では、このほかにも様々な形で子育て世帯への訪問支援を行っています。

具体的には、新生児訪問指導及び乳児家庭全戸訪問事業による全戸訪問や、養育支援訪問事業による専門的相談支援、産後の母親の心身の回復と育児不安の軽減を図る産後ケア事業などのアウトリーチ型の支援を行っています。

また、乳幼児健診などの母子保健事業や子育て支援事業での関わりを契機に、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目なく出産、産後を支える伴走型相談支援も行っています。

県では、引き続き、市町村が子育て世帯訪問支援事業を含めたこれらの事業により、相談者のニーズに応じる体制を取れるよう支援してまいります。

次に、独り親家庭の相談支援に係る県の取組についてです。

県では、平日の夜や隔週日曜日に電話相談できるひとり親家庭なんでもダイヤルの設置や、県の母子・父子自立支援員の市町村窓口への派遣など、独り親家庭の方々がライフスタイルに応じて相談しやすい機会の確保に努めています。

また、独り親家庭が活用できる支援制度について取りまとめたパンフレットを作成し、児童扶養手当の現況届の提出時等に市町村窓口から配布しているほか、県公式LINEアプリからプッシュ型で支援制度の情報提供をしています。

続きまして、性の多様な在り方が尊重される社会の実現についての県の認識です。

令和四年二月に県が策定した第五次おおもり男女共同参画プランでは、「すべての人が個人として尊重され、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きられる、活力ある青森県」を大目標に掲げています。

同プランでは、性的マイノリティーであることを理由に困難な状況に置かれる場合があることについて、人権の観点から理解の促進を図る必要があるとしており、県では、引き続き、性の多様な在り方が尊重される社会の実現に向けて取り組んでいきます。

次に、性の多様な在り方への理解促進の取組についてです。

県では、性の多様な在り方への理解促進を図るため、基礎知識をまとめたパンフレットを作成し、県内の企業や大学、短期大学、専門学校などに配布しているほか、企業、県及び市町村職員等を対象とした研修会を開催しています。

さらに、今年度は、新たに高校生向けの男女共同参画に関するパンフレットに性の多様な在り方についてのページを設け、県内の高校に配布

したほか、青森県男女共同参画センターに性的マイノリティ専用相談窓口を開設し、当事者や関係者の方が相談しやすい体制づくりの充実に努めています。

○副議長（齊藤 爾） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（船木久義） ボールパーク整備推進事業アドバイザー業務の内容についてお答えいたします。

県では、PFI手法によるボールパークの整備に向けて、令和九年度に想定している事業者選定に係る入札公告までに、整備運営に当たっての与条件を整理した要求水準書等を作成することとしており、必要な検討や事務手続を円滑に進めるため、金融、法務、技術等の専門的な知見を有するコンサルティング会社とボールパーク整備推進事業アドバイザー業務委託契約を締結しました。

本業務では、事業者の公募、選定に至るまでの調査・検討事項の整理と選定プロセスに対する支援、物価変動等の社会情勢の変化に対応した整備事業とするための民間事業者へのヒアリングなどを行うこととしております。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 御質問四点についてお答えします。

まず、再生可能エネルギーの持続可能な活用促進について、市町村が進める取組に対する県の支援でございます。

再生可能エネルギーの活用に向けては、市町村などの地域が地域の資源を活用し、地域の課題解決につなげる取組を進めることが重要と考えております。

県といたしましては、市町村が挑戦する取組に広域的な視点から助言を行うとともに、専門家などで構成いたしますあおもり地域脱炭素支援チームを派遣し、市町村のニーズや取組状況に応じた具体的な施策の企画立案について助言するなど、支援を行っております。

次に、青森県生物多様性戦略に関連し、三点お答えいたします。

まず、生物多様性の重要性についての県の認識でございます。

生物多様性は、生き物たちの豊かな個性とつながりのことで、人間の暮らしに必要な生態系サービスを支えるものでございます。

生態系への配慮を欠いた開発などの人間活動による危機や、里地里山の荒廃などの自然に対する人間の働きかけの縮小による危機、外来種の侵入による危機などは生物多様性を損なう可能性があり、生物多様性の保全及び持続可能な利用にしっかりと取り組む必要があると認識しております。

続きまして、自然共生社会の構築に向けた取組でございます。

自然共生社会を構築していくためには、地域の自然やそこに生息、生育する生き物を知ること、生物多様性がもたらす恵みの価値を理解し、持続可能な利用を推進すること、様々な生き物たちの営みを理解し、守り育てることが必要であると考えております。

最後に、野生鳥獣と人との調和共存を図る取組についてでございます。

野生鳥獣と人間との調和共存を図るためには、地域個体群の安定的な存続と、生活環境、農林水産業などへの被害防止を基本としつつ、様々な方法で対応する必要があると考えております。

このため、鳥獣保護区の適切な指定及び鳥獣保護員の配置などの野生鳥獣の保護や、科学的知見に基づく計画的な保護管理対策に取り組むこととしています。

また、野生鳥獣との接し方などの情報発信、野生鳥獣の餌となるものを人の生活圏の中に放置しないなどによる人と野生鳥獣とのすみ分け促進、野生鳥獣被害防除の担い手である狩猟者の確保、育成などを推進していくこととしております。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（秋野 桂） 動物の多頭飼育問題に対する県の取組方針につきましてお答えいたします。

不適切な多頭飼育に起因する動物の多頭飼育問題は、飼育が困難になった場合、動物はもとより、周辺環境にも大きな影響を与えるため、早期発見、早期解決が重要になります。

このため、県では、国が示す人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドラインに基づき、動物の飼育に不安や問題を抱えた飼い主が孤立しない環境づくりを推進するため、社会福祉関係者等を含めた多機関の連携体制を構築し、多頭飼育問題の早期発見や早期解決、さらには再発防止を図ることとしております。

また、動物愛護団体と連携して、飼い主からの相談体制を強化するほか、動物の適正飼養に関する普及啓発や譲渡の推進により、誰もが安心して適正な飼育ができる環境を整えることで、多頭飼育問題の未然防止に取り組んでいます。

続きまして、社会福祉関係機関等と連携を図るための県の取組状況について御説明いたします。

県では、多機関の連携体制を構築するため、令和七年度までに動物の多頭飼育問題に関する県民フォーラムを開催し、多頭飼育問題の背景や現状について共有したほか、動物の多頭飼育問題を考える勉強会を六圏域で計八回開催し、社会福祉関係者と動物愛護関係者が相互理解を図りました。

また、テレビやラジオのCMを活用し、譲渡動物の紹介や動物の適正飼養に関する普及啓発を行いました。

今年度は、これまでの取組を継続するとともに、動物愛護の推進に係る施策に協力いただいている動物愛護推進員が飼い主からの相談に対応するための活動を積極的に支援し、連携体制を強化することとしています。

最後に、多頭飼育問題の発生を未然に防止するため、多頭飼育届出制度の導入についての県の見解について回答させていただきます。

多頭飼育届出制度は、一定数以上飼育する飼い主を把握することがで

きる利点が想定される一方で、飼い主に届出義務を課すことが多頭飼育問題への対策として有効なものであるか、他自治体の状況も踏まえて慎重に判断する必要があると考えています。

県としては、多頭飼育に至る前から社会福祉関係者等と連携し、動物の飼育に不安や問題を抱えた飼い主からの相談対応を行うなど、多頭飼育問題の早期発見、早期解決を図ることが重要であると考えているところです。

○副議長（齊藤 爾） 観光交流推進部長。

○観光交流推進部長（工藤泰正） 御質問二点についてお答えします。

初めに、SNSを活用した観光情報発信の成果と課題についてです。観光情報発信における映像コンテンツの重要性が高まる中、県では、インスタグラムなどのSNS公式アカウントを活用し、ストーリー性を重視したショート動画の発信を強化しており、令和七年度は百九十件の投稿で総視聴回数が約八百五十七万回に達するなど、本県観光の認知度向上に寄与しています。

一方、変化の速いSNSのトレンドや、多様化する視聴スタイルへの対応が課題であると認識しており、投稿データを継続して分析することや外部専門家の知見を活用することで本県への旅行動機を高める、より効果的な情報発信に取り組んでいきます。

続きまして、テレビ番組などのロケーション撮影の誘致に向けた県の取組状況と今後の方針についてです。

県では、テレビ番組の制作会社への情報提供や取材支援を通じてテレビ番組の撮影を誘致し、本県の観光情報の露出拡大に取り組んでおり、令和七年度は三十一件の旅番組や情報番組での露出がありました。

また、今年度からジャパン・フィルムコミッションに入会し、ドラマや映画のロケーション撮影に関する情報収集を行うとともに、本県で撮影に適した場所や地域の魅力の発信、制作会社とのネットワーク構築等を進めて、ロケーション撮影の誘致につなげていきます。

○副議長（齊藤 爾） 危機管理局長。

○危機管理局長（築田 潮） 核燃料サイクル政策に係る御質問二点のうち、初めに、再処理工場における竣工と操業の関係等についてお答えします。

竣工や操業は法令に規定されたものではありませんが、県としては、事業者が実施する使用前事業者検査について、原子力規制庁により全ての検査結果が確認された後、使用前確認証が交付され、その交付をもって竣工となり、一方、竣工後、再処理工場を運転するに当たっての最終的な準備を整え、試験目的ではない運転の開始をもって操業になると考えております。

次に、ガラス溶融炉の検査についてお答えします。

日本原燃株式会社によると、模擬廃液を用いた検査については、竣工前の使用前事業者検査として、ガラス溶融炉の漏えいがないことの確認などの安全機能を確認することを目的として実施する、また、実廃液を用いた運転については、ガラス溶融炉の処理能力を確認することを目的として、操業までに実施することです。

県としては、国及び事業者においては、安全確保を最優先に取り組んでいただきたいと考えております。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問八点についてお答えします。

まず、新たな県立博物館の整備場所候補地が決定した際の選定理由の公表についてです。

令和八年二月に県立郷土館整備検討会議がまとめた報告書では、整備場所候補地の基本的な考え方について、洪水、土砂災害、津波等の災害リスクが低いこと、県民が日常的に行きやすいこと、県外からの観光客が訪れやすいことの三項目に整理されています。

県教育委員会では、これらの内容を踏まえて整備場所候補地を決定することとしており、新たな県立博物館が、ふるさとをつなぎ未来をつく

るミュージアムとして長く県民に愛される施設となるためにも、決定の際には選定理由等をお示ししたいと考えています。

次に、新たな県立博物館における教育普及に係る活動についてです。県教育委員会では、青森県教育振興基本計画に基づき、県民、特に子供たちがふるさと青森の歴史や自然、文化への理解を深め、郷土に誇りを持つことができる取組を推進することとしています。このため、県立郷土館では、学校、他の機関、地域等と連携し、出前授業や移動博物館、講師派遣、各種ワークショップ講座など、教育普及に関する活動を実施しています。

新たな県立博物館においても教育普及の活動は重要であることから、これまでの取組も踏まえながら、一層の充実を図ることとしています。次に、新たな県立博物館を県内各地域の博物館等をつなぐ中核拠点として整備することに関する見解についてです。

県立郷土館では、青森県内の博物館の中核として、他の博物館などと連携を強化しながら、博物館活動の充実に努めています。

また、検討会議報告書においても、新たな県立博物館について、人、地域、博物館や関係機関及び民間団体などの有機的な連携を図りながら、青森県の豊かな自然や歴史、文化を継承すると示されています。

これらを踏まえ、県教育委員会では、新たな県立博物館が県内博物館の中核として多様な主体との積極的な連携、協働を図り、ふるさとをつなぎ未来をつくるミュージアムとなることを目指して、基本計画策定等の取組を進めていくこととしています。

次に、県立高等学校における学校徴収金の保護者負担についてです。文部科学省が実施している子供の学習費調査の結果によると、公立高等学校全日制課程における学級費、生徒会費、PTA会費、学用品費など、学校が一年間に徴収する経費の合計額の全国平均は、令和三年度の約八万六千円から、令和五年度には約九万八千円に増加しています。

県教育委員会では、これまでも各県立学校長に対し、学校徴収金の単

価等の見直しを行うなど、保護者等の負担の軽減に努めるよう要請しており、引き続き、負担軽減が図られるよう対応していきます。

次に、県立高等学校における昼食の提供体制についてです。

学校給食法等により、学校の設置者に給食実施の努力義務があるのは、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校の夜間定時制課程のみであり、本県の県立高等学校においては、一部の夜間定時制課程を除き、給食を実施していません。

このため、県立高等学校の生徒の昼食については、原則として各自で準備することになりますが、多くの学校では、後援会等の協力を得ながら、いわゆる学食の営業、弁当販売などを行っています。

なお、学食の営業を行っているのは、令和八年六月現在において、県立高等学校四十六校中、二十三校です。

次に、保護者等における授業料以外の教育費負担の軽減についてです。

県教育委員会では、県立高等学校に在学する生徒が安心して教育を受けることができるよう、保護者等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、国の補助金を活用し、奨学のための給付金を給付しています。

この給付金は、教科書費や教材費、学用品費など、授業料以外の教育費に充てることができる返還不要の現金給付制度となっています。給付対象については、昨年度までは低所得世帯が対象となっており、昨年度に給付を受けた生徒数の割合は、県立高等学校の生徒数全体の約一二％でしたが、本年度からは給付対象を中所得世帯まで拡充しており、より多くの生徒が給付を受けられるものと考えています。

なお、制度の充実を図るためには、国の財政支援が不可欠であることから、全国都道府県教育長協議会等を通じて、所得制限の緩和や給付額の改善などについて、国に要望しています。

次に、教職員が性的マイノリティーとされる児童生徒の個別の事案に応じた適切な対応を行うための取組についてです。

県教育委員会では、文部科学省が作成した性的マイノリティーに係る児童生徒への対応等に関する教職員向け資料を各学校に配付するとともに、生徒指導関係会議において、性的マイノリティーとされる児童生徒に対する服装やトイレ等の配慮について指導、助言することにより、学校が適切に対応できるよう努めています。

また、個別の事案に適切に支援ができるようにするため、市町村教育委員会や県立学校からの求めに応じて、児童生徒の心理に関して専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを派遣することとしています。

次に、学校における性に関する教育の充実についてです。

学校における性に関する教育は、児童生徒の発達段階に応じて生命や人格の尊重、男女平等の精神の下に、自己や他者を尊重する態度を育み、望ましい人間関係を築くことができる資質や能力を育てること等を目標とし、学校の教育活動全体を通じて行う集団指導のほか、課題に応じた個別指導を行っています。

このため、県教育委員会では、性に関する教育に携わる全教職員がその意義や児童生徒が直面する性に関する課題などについて理解を深められるように、県医師会と連携し、各種研修会を実施するとともに、県内六地区に十二名の産婦人科学校医を配置し、全ての県立学校の児童生徒に対して性に関する健康相談や保健指導を行うことができるようにしています。

また、高校生等を対象に、性に関する正しい知識の普及や性的マイノリティーなどに関する理解促進に向け、性に関する講演会を開催し、他の生命や人格を尊重する態度、正しい行動選択について考えさせるなど、学校における性に関する教育の充実に努めています。

○副議長（齊藤 爾） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 再質問に入ります。

まず一つが、動物の多頭飼育問題における社会福祉との連携に関して

の再質問です。

多頭飼育届出制度については、ほかの実施している自治体の動向とかを見ながら、導入は鋭意検討していただければと思っております。

多頭飼育の問題は、先ほども触れましたけれども、単なる動物の問題ではなくて、やっぱり人も関わっている。生活困窮とか、孤立、疾病、障がい、高齢化などが重なって表面化する福祉的な課題でもあります。深刻化してからでは動物の保護にも、飼い主への支援にも、地域への影響にも大きな負担が生じてしまいます。だからこそ、飼い主を責めるのではなくて、早い段階でいかに生活状況を把握するのか、そして、相談につなげる具体的な仕組みが必要でないかと思っています。

そのときに調べてみたんですけれども、神奈川県でペットリエゾンという仕組みをやっているんですね。リエゾンは、フランス語で橋渡しという意味らしいんですけども、訪問型の動物相談支援員の取組なんだそうです。委託された専任の獣医師の方が福祉関係機関を訪問して、ケースワーカーなどから状況を聞き取って、飼い主への助言であったり、必要に応じて支援対象者の家に訪問したりするんだそうです。福祉と動物愛護が一緒に関わる、多頭飼育崩壊を未然に防ぐ具体的な取組でないかと思っています。

ペットリエゾンという名称は神奈川県のものですけれども、本県においても、保健所、動物愛護センター、市町村、社会福祉関係機関等が連携して、必要に応じて訪問して相談につなげる訪問型の相談支援体制を検討すべきではないかと考えますが、県の見解を伺いたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（秋野 桂） 神奈川県において、昨年度から獣医師職員が訪問型の相談支援員として福祉関係機関を訪問して、ペットの適正飼養に関する支援等を行っていることは承知しております。

本県では、社会福祉関係者から動物に関する相談があった場合は、動物愛護センターの獣医師が現場を訪問した上で飼育状況を確認し、必要

な支援を行っておるところです。

今後は、動物愛護推進員と連携強化を含めた多機関連携を推進するとともに、訪問型の相談支援制度に関しても情報収集を行っていきたいと考えております。

○副議長（齊藤 爾） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 今、県でも本当にいろんなことに取り組んでいらっしゃると思うんですけども、どうつないでいくのか。多頭飼育問題はどうせ犬、猫の問題でしょうとか、たかがとやっぱり思われてしまっているけれども、動物だけではなくて、人も大きく関わっている問題で、まだまだ知られていないということもあると思うので、多頭飼育問題というのが一体どういうものであるか、そうしたことの周知とかも含めながら、引き続き県には頑張っていたいただきたいと思います。

次に、社会的養護を経験した若者への支援についての再質問です。

先ほどの答弁の中だと結構な数の人たちが、その事業で相談の件数があつたのかなと思っています。ただ、数字で出た件数というのは実際につながっている人たちの件数であって、支援の入り口に立っている人たちであるんですね。実際に本当に困っている人ほど自分から相談できなかったりする。数の裏には、つながりたいけれどもつながれないような人、相談してよいのか分からない、連絡しづらいという若者ももしかしたらいるのではないかと思います。

施設等を退所した後、進学、就職、一人暮らしが始まれば、住まい、お金、仕事、人間関係、日々の生活など、様々な不安を抱えながら、相談したくても連絡できずにいる子供がいるのではないかと思います。そうした子供たちに対し、どのようにアプローチするのか、どう待ちの相談にとどまらない支援を進めていくのか、県の取組であったり、見解を伺いたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） こども家庭部長。

○こども家庭部長（細谷健司） 社会的養護自立支援拠点事業では、退

所した子供に対して支援コーディネーターから定期的に連絡を取り、困ったときなどに気兼ねなく相談できるよう働きかけているほか、社会的養護経験者が集う交流の場を積極的に周知し、退所した子供がいつでも参加できる体制を整備しております。

また、社会的養護関係施設等においても、退所後のアフターケア等を行う自立支援専門員を配置するなどして、退所した子供と施設とのつながりを維持し、継続的に支援を行っております。

県といたしましては、引き続き、これらの取組を通して、退所した子供がいつでも気兼ねなく相談できるよう、関係機関と連携を図りながら自立を支援していきます。

○副議長（齊藤 爾） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） ありがとうございます。やっぱりいつでもつながれるような体制、最初はプッシュ型の通知で連絡したりすることもあると思うんです。それであまり返事が来なかったとしても、何かあったときにつながれるということ、そのつながり、継続関係というのをぜひ切らさないようにして、ケアリーバーの若者たちを支えていただければと思います。

次は、県立高校における昼食の提供体制についての質問をしたいと思います。

学食、弁当販売とかは、四十六校あるうち、二十三校ということで約半分ということだったんですけれども、学校ごとのいろんな事情があるんだらうなと思います。高校は義務教育の給食とは違うので、全ての学校でそういった体制を整えるというのはもちろん簡単ではなくて、ただ、昼食を確保するというのが保護者の負担であったり、生徒の学校生活にも関わる問題です。学校内で昼食を購入できる選択肢があるかどうかというの、生徒や家庭にとって小さくない差だと思います。

実際に、先ほど四十六校のうち二十三校で学食があるところもあるし、ないところもある。そうした学校間の格差が結構あったりすると思

うんですけれども、そうした部分に関して、県としてはどのように受け止めているのかお聞きしたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 多くの学校では後援会等の協力を得ながら対応いただいているところでございますけれども、県立高等学校の生徒の昼食については、原則として各自で準備することとなりますので、そのように考えております。

○副議長（齊藤 爾） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 実際、昔は学食があったけれども、なくなってしまった場所もあるでしょうし、学食があるということは結構大きいことだと思うんですね。場所によっては学食もない、購買もないところもあったりするのではないかと思うんですけれども、学食と購買、どちらもないような学校というのはあったりするんでしょうか。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 学食とか、弁当販売を行っていない学校は、四十六校中、五校ございます。

○副議長（齊藤 爾） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） そうした学校もあるわけです。弁当を持っていなく、途中でコンビニとかどこかで買っていくというのもあるんですけれども、それはなかなかの負担だと思うんですね。

例えば、ほかの自治体だと学食を運営する事業者への支援であったりとか、施設を使用するときに減免したりとか、キッチンカーが学校に来るみたいなことで活用する、そういった学校もあったりするんですね。そうした事例もあったりするみたいなので、学校の実情に応じた支援の在り方について、各校ともそういった情報共有などをしながら、より充実した昼食の体制を整えていければいいのかなと思います。

次に、質問したいのが、学校における性的マイノリティーとされる児童生徒への対応についてなんですけれども、理解促進や研修をされてい

るのは分かるんですけども、届き切らない現実というのもあったりするんですね。

御本人と保護者の了承を得て、個人が特定されない範囲で少しお話ししたいんですけども、県内に身体の性と性自認に違和感を抱える生徒がいっぱいあって、学校で安心して使えるトイレがない、男女と分かれていて、男女の表記があつて、どっちなんだろうということで心理的抵抗を覚えてしまったり、多目的トイレがあればいいんですけども、そういうのもないわけです。登校して朝から部活動が終わるまでずっとトイレを我慢しているんですね。家に帰ってようやくする。部活動が終わるとなると、例えば夕方とかになるから、それまでずっとトイレを我慢していっぱいあったりもするんですね。それで周囲から性別について、あれっ、どっちだということも言われてしまったりもして、部活動や大会の場面で心ない言葉を向けられたりすることもあるみたいなんですけれども、これは都会だとか、どこか遠くの話ではなくて、実際、この青森で起きている話なんです。本人は特別扱いを望んでいるわけではないと話していました。

ただ、必要以上に自分は何なのかということを説明し続けなさいといけなかったり、我慢し続けたりしないといけないというのがどれほど苦しいことなんだろうかなと思います。安心して学校生活をなかなか送れないのかなと思いますし、学校でそういった性的マイノリティーのひと、昔に比べれば今はかなり進んでいるとは思いますが、知識としての理解がないよりはいいんですけども、目の前の当事者への言葉とか、態度というのが、自分事として、どこか人ごととしてという感情がまだまだあるのかなと思います。

それから、難しい問題ではあると思うんですけども、県教育委員会として、児童生徒が当事者や支援者の声に触れて、自分事として考える学びの機会であったり、声を聞く場、話を聞く場というのを充実させることであつたりとか、また、本人の意思を尊重した必要な調整が学校で

ちゃんと言われるような考え方、相談先の情報提供を進めていくべきだと思ふんですね。

難しい話だとは思ふんですけども、県教育委員会としての見解を伺いたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 性的マイノリティーとされる生徒が求める支援は、当該生徒が有する違和感の強弱などに応じて様々であることから、学校として先入観を持たず、その時々の子どもの状況等に応じた支援を行うよう、これまでも指導、助言しておりますが、今後とも指導、助言を徹底してまいります。

○副議長（齊藤 爾） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 指導、助言、具体の例というのが積み重なっていきながら、一律に当てはめられるということも、こういう場合はこうするんだということも本当に難しいことなんだと思います。

実際に青森にいるんですね。こういう性的マイノリティーの話とかをここでしたときに、どうせ青森ではないんじゃないでしょうか、子供はいないでしょうみたいに思ったりする人もいるかもしれないんですけども、やっぱり実際にいるんですね。単なる理念の話じゃなくて、具体的に困っている人たちがいる。そういったトイレのことを含めて、社会とか、環境がなかなか追いつけていないことはあると思ふんですけども、それを経験してきた人であつたりとか、当事者の声、その人たちの話というのを聞いてみるだけでも全然違つてくると思ふんです。一般的な話ではなくて、当事者の声、そうした経験をしてきた人の声を児童生徒たちが聞いていく場というのもぜひ増やしていければいいのかなと思います。それで自分の中でどう受け止めるかということも変わつていくのかなと思いますので、そうしたことも県教育委員会として考えていっていただければと思います。

以上で質問を終わります。

○副議長（齊藤 爾） 三十分間休憩いたします。

午後三時二十四分休憩

午後三時四十五分再開

○議長（工藤慎康） 休憩前に引き続きいて会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

四十番山田知議員の登壇を許可いたします。――山田議員。

○四十番（山田 知） 自由民主党の山田知です。第三百二十六回定例会に当たり、質問いたします。

最初の質問は、令和八年四月二十日三陸沖地震を踏まえた県の対応について。

その一点目は、三陸沖地震の被害と対応について伺います。

令和八年四月二十日十六時五十二分に発生した三陸沖地震では、県内では階上町が震度五強のほか、県内各地で強い揺れが観測され、昨年末の地震時と同様に、負傷者の発生や建物被害等が報告されたと公表されております。災害発生時、行政には被害状況の確保と公表、県民の安全確保に向けた迅速な対応が求められるところです。

そこで、以下質問いたします。

四月二十日の三陸沖地震による被害の概要と県の初動対応について伺います。

二点目は、津波避難についてです。

四月二十日の地震時は、地震と津波警報が夕方の帰宅ラッシュ時とも重なり、八戸市内では、沿岸部や幹線道路を中心に各地で車の渋滞が発生したほか、避難所開設ルールをめぐる混乱も生じるなど、避難方法や避難の在り方について課題が浮き彫りとなりました。昨年末の青森県東方沖地震から短期間で三度目の津波警報となり、県民の避難意識は高まっていると感じるところであります。避難対応をめぐる、顕在化した課題を踏まえ、津波避難の浸透を図っていく取組が大切と考えます。

そこで質問いたします。

津波避難に関する県の取組について伺います。

三点目は、帰宅困難者の支援に対する県の取組についてです。

本県は、交通機関の運休や道路の通行止めなど、自然災害のリスクを常に抱えております。交通網が不通となった場合、駅、行政施設、商業施設などで多数の人が滞留し、帰宅困難者が発生することが懸念されます。そのことから帰宅困難者の発生を想定した備えが重要であり、県として、公共施設や商業施設等で帰宅困難者を支援する仕組みづくりを進めていく必要があると考えます。

そこで、帰宅困難者に対する県の取組について伺います。

次の質問は、成長を志向する県内中小企業への支援についてです。

国内経済は、名目GDP六百兆円、設備投資百兆円を超え、賃金も高い賃上げ率を実現しており、成長と分配の好循環が動き出しておりました。今後、成長型経済に移行できるかは、雇用の七割、付加価値の五割を担う中小企業の創意工夫にかかっていると考えます。

県内経済においても、雇用や付加価値をさらに生み出していくために、稼ぐ力を伸ばす中小企業の存在は欠かせません。そのためには、雇用や取引拡大など、地域経済にインパクトをもたらす一定規模の中小企業の存在が重要であり、多くの価値を生み出していくための取組が必要であると考えます。

このような中、国では、昨年、売上高十億円から百億円未満の中小企業を対象に、一定の条件を満たすことを条件に支援する制度を始めました。県では、今年度、金融機関と連携し、年間百億円の売上高を目指す中小企業に対する支援に取り組んでいくこととしております。中核的企業の規模拡大を図り、稼ぐ力を伸ばし、賃上げ促進につなげられるよう、支援に努めていただきたいと思います。

そこで、以下質問いたします。

国の百億円宣言の概要と県内における宣言企業数について、県内の状

況について伺います。

次に、本県経済の持続的発展に向けて、経営規模の拡大など成長を志向する企業が増加することが重要と考えますが、県はどのように取り組んでいくのか伺います。

質問の三つ目は、高血圧症のクリニカルイナーシャに対する取組についてです。

本県では、脳卒中や心疾患など、生活習慣病による死亡率が依然として高く、平均寿命や健康寿命が全国最下位クラスにとどまっております。その大きな要因の一つが高血圧症であり、治療が必要と判定されながらも治療開始に至っていないクリニカルイナーシャの状態にある人が相当数いるとされております。

県では、これまでも生活習慣病の啓発に加え、高血圧症未治療者への受診勧奨などに取り組んできておりますが、クリニカルイナーシャ状態の方々を減らしたり、状態を改善するには至っていないことから、より強く取り組んでいく必要があると考えます。クリニカルイナーシャを減少させるには、症状に向き合うことや受診勧奨の強い取組が必要と考えます。

そこで、以下質問いたします。

一点目として、高血圧症の県民の治療の現状について伺います。

二点目として、高血圧症のクリニカルイナーシャを減少させるための取組について伺います。

四つ目の質問は、本県における漁業振興についてです。

一点目は、漁業用燃油の安定確保についてです。

本県漁業は、漁船漁業、養殖漁業など、地域経済と雇用を支える産業の役割を担っております。一方で、国際情勢の緊迫化を背景に、漁業用燃料価格も高騰や供給の制約で安定的な調達に影響が出始めております。個々の事業者の経営努力のみで対応するには困難になってきており、出漁の見合せや操業抑制にもつながりかねない事態として不安が広

がっております。

八戸港では、沖合底引き網漁船、中型イカ釣り漁船、まき網漁船などの大型漁船では、大量の燃料を必要といたします。主力の中型イカ釣り漁船は、今年度、一航海目で北太平洋のアカイカ漁に出漁しておりますが、七月以降の二航海目については、燃油の供給不安から例年どおりの操業ができるのかが見通せず、不安を抱えたままの漁期入りを余儀なくされております。この影響は、原料調達に苦慮する水産加工業にもさらなる打撃となり、地域経済への悪影響が懸念されております。加えて、船舶整備に不可欠な潤滑剤や塗料などについても供給不安が生じていて、操業継続に支障を来す一因ともなっております。水産物の安定供給を担う産地維持は、食料安全保障の上からも重要であることから、県内漁業の事業継続を確保するため、国に対して、迅速で実効性のある対策を県として強く働きかけていくことが重要と考えます。

そこで質問いたします。

漁業用燃油の安定供給に向け、県はどのように取り組んでいるのか伺います。

二点目及び三点目は、アイナメの栽培漁業についてです。

漁船漁業と並んで本県漁業の柱として、つくり育てる漁業の推進は重要であります。階上町では、これまでアイナメの漁獲量が減少していましたが、近年、稚魚放流や栽培漁業により資源量は徐々に回復傾向にあり、産官学によるブランド化推進の取組によって、昨年、町のブランド魚「階上あぶらめ」を誕生させ、今年から本格的な売出しが進められております。生け締め処理を施し、高い鮮度と上質な甘みをアピールし、アブラメ食べようキャンペーンとして、町内三飲食店で漬け井やカルパッチョなどを提供していて、七月末まで開催されております。アブラメは白身の高級魚と言われ、六月取れが一番脂が乗っているということです。まさにこの時期が旬であります。ぜひ皆様方も足を運んで召し上がっていただければ幸いです。

県では、青森新時代「農林水産力」強化パッケージにおいて、つくり育てる漁業の推進プロジェクトとして、アイナメの種苗生産数を令和四年の五万尾から、令和十年の八万尾を目標に掲げております。目標に向けては、安定生産に向けた種苗量産技術の確立が重要であります。

そこで質問いたします。

本県におけるアイナメの漁獲量と公益社団法人青森県栽培漁業振興協会での種苗生産の状況について伺います。

次に、アイナメの栽培漁業の推進に向けた県の取組について伺います。

質問の五つ目は、八戸港における馬淵川の流下土砂対策についてです。

八戸港は、本県の産業と物流を支える基幹港湾であります。毎年一級河川馬淵川からの大量の流下土砂により、航路や泊地の埋設が恒常的な課題になっており、深水を確保するためのしゅんせつが例年実施されております。こうして発生するしゅんせつ土砂は、土地造成の埋設用材として有効利用され、現在は三菱製紙八戸工場東側の臨海部に埋立てされていて、今後の工業用地としての活用が期待されております。今後もしゅんせつ土砂を計画的に利活用して、物流の促進や港湾機能の強化、八戸港の振興につなげていく取組が重要と考えます。

そこで、以下質問いたします。

一点目として、しゅんせつ事業の実施状況について伺います。

二点目として、しゅんせつ土砂の利用状況について伺います。

質問の六つ目は、青森県立高等学校魅力づくり推進計画についてです。

人口減少やグローバル化、AI等の技術革新の進展による社会の変化で将来を予測することが困難な時代になっております。子供たちが変化し続ける社会に対応するには、社会の担い手となるための必要な力を身につけることができるよう、可能性や能力を伸ばす学校づくりが求めら

れております。

このような中、今般、青森県立高等学校魅力づくり推進計画における学科の方向性では、データサイエンス科、未来デザイン科、探究科など、新たな学科の設置を含む学科等の見直しが示されました。AIやDXに対応できる力の育成や、問題を見つけ、解決する力の育成は、これから生き抜く必要な力と考えますし、本県産業の方向性等を踏まえつつ、そのための普通科の特色化を図るための提案と受け止めております。必要な力の育成に向けた高校の魅力づくりを進めていただきたいと思います。

そのことから、以下質問いたします。

一点目として、県教育委員会が方向性として示した新たな学科の設置について伺います。

二点目として、新たな学科を設置する方向性に対して、県民からどのような意見があったのか伺います。

最後の質問は、あおり幼児教育センターの運用状況についてです。幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であります。そのことから、子供を受け入れる施設は質の高い学びの環境が求められるところであり、文科省では、幼児教育スタートプランにおいて、施設類型を問わず、格差なく質の高い学びを保障することを推進しております。

こうした国の動向を踏まえ、本県では、幼児教育センターを開設し、幼児教育の拠点として、幼児教育施設に対する支援に努めているものと理解しております。施設類型を超えた学びの重要性が増している中、公立、私立の区分のない支援や、幼稚園教諭免許と保育士の両方の資格を持つ人材育成が必要とされている中で、施設類型を超えて研修を受けられる機会の提供が求められており、現場ニーズを踏まえた幼児教育の質の向上に向けて、センターとして取り組んでいくことが必要と考えます。

そこで、一点目として、あおもり幼児教育センターの取組の概要について伺います。

二点目として、幼児教育センターの質の向上に向けて、あおもり幼児教育センターではどのように取り組んでいくのか伺います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（工藤慎康） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 山田議員にお答えいたします。

私からは、まず、四月二十日の三陸沖地震による被害の概要と県の初動対応についてお答えいたします。

初めに、三陸沖地震により被害に遭われた方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。

令和八年四月二十日十六時五十二分に発生した三陸沖地震では、階上町で震度五強を観測し、また、十七時八分には本県太平洋沿岸に津波警報が発表され、八戸港で最大二十七センチメートルの津波が観測されました。

幸いにもお亡くなりになられた方はいらっしゃいませんでしたが、四名の方が負傷されたほか、建物被害は、六月三日現在で住家が十四件、非住家が三百七件となっております。

初動期の対応については、地震発生後、直ちに災害対策本部及び三八、上北、下北の各地方支部を設置するとともに、十七時十四分に第一回災害対策本部会議を開催し、県民の命を守ることを第一に、津波からの避難を最優先とし、関係機関と連携して対応することや、情報収集に万全を期すなどを徹底したほか、県民の皆様に対して、津波から身を守るため、直ちに安全な場所に避難することなどについて、私自ら呼びかけを行いました。

続きまして、経営規模の拡大など成長を志向する企業を増加させるための県の取組についてお答えいたします。

企業の経営規模が大きいほど労働生産性が高く、賃上げ意向も高まる

傾向にあることから、成長を志向する企業が増加することは、本県経済の持続的発展に大きく寄与するとともに、良質な雇用の創出と若者の県内定着につながることを期待されます。

県では、これまで取り組んできた新商品、新サービスの開発等による販売力の強化や、将来を見据えた設備投資による収益力の向上などに加え、今年度から成長意欲の高い県内中小企業を支援する新たな仕組みとして、県と金融機関が連携して成長戦略の策定とその実行を支援する取組を開始しており、こうした取組を通じて県民所得の向上につながる経済の好循環を着実に進めております。

続きまして、高血圧症のクリニカルイナーシャを減少させるための取組についてお答えいたします。

県では、昨年度、医師など医療提供者の皆様に対し、県医師会報を通じて、高血圧症に係る適時適切な治療について再認識いただくとともに、県民の皆様に対しては、キャンペーンを通じて治療の必要性についての啓発に併せ、習慣的な血圧測定と、治療が必要な場合の治療開始を促すための働きかけを行ってまいりました。

今年度は、こうした働きかけに加え、お住まいの地域で気軽に血圧測定ができる場所の拡充を図るほか、特に健康に無関心な方へのアプローチに資する取組として、有名タレントを起用した話題性やインパクトのある広報展開、血圧測定の動機づけのため、民間企業と連携したキャンペーンを実施いたします。

続きまして、アイナメの栽培漁業の推進に向けた県の取組についてお答えいたします。

漁獲量の減少が続く中で、本県漁業を持続的に発展させるためには、つくり育てる漁業の着実な推進が重要であり、特にアイナメについては、味がよく、高単価で県内漁業者から資源の回復が求められていることから、県では、第八次青森県栽培漁業基本計画の対象種に位置づけ、重点的な種苗生産に取り組んでおります。

具体的には、種苗の安定生産に向けて、ふ化率の高い良質な卵を持った親魚を育てる技術の確立を目指すほか、水温管理や餌の栄養強化など、最適な飼育条件の検証や最適な放流サイズの場所の把握のため、標識をつけたアイナメ種苗の放流による生育状況や移動範囲等の調査を行っております。

また、今年度から階上町沖の藻場整備において、隠れ場や休息場の機能を持つコンクリートブロックを設置することとしており、アイナメの生育に適した環境整備を進めてまいります。

私からは以上です。

○議長（工藤慎康） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 八戸港におけるしゅんせつ事業の実施状況についてお答えいたします。

八戸港の馬淵川河口部の先には、県内の港湾において最大となる水深十四メートルを有する航路や、ニッケル鉱石を取り扱う河原木地区A岸壁が位置する重要な水域となっております。

この水域において船舶が航行可能な水深を確保するため、平成十四年度から国によるしゅんせつ事業が毎年度行われており、土砂の量は年間で二十万立方メートル程度と伺っております。

○議長（工藤慎康） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（秋野 桂） 高血圧症の県民の治療の現状についてお答えいたします。

青森県保険者協議会に属する医療保険者の令和五年度特定健診データと令和五年青森県推計人口によると、県内において、四十歳以上で高血圧症と判定される方のうち、未治療者は約十万五千人で、県内の四十歳以上人口の約一三％と推計され、治療が必要であるにもかかわらず、適切な治療が開始されていない、いわゆるクリニカルイナシーシャの状態の方が多くものと認識しております。

○議長（工藤慎康） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙一） 国の百億宣言の概要と県内における宣言企業数についてお答えします。

百億宣言は、会社の飛躍的成長を遂げるため、自ら売上高百億円という野心的な目標を目指し、実現に向けた取組を行うことを宣言した中小企業を公表する国の制度で、我が国及び地域の経済を支える中小企業の加速的な成長に向けた機運の醸成を図ることを目的として、令和七年五月に創設されました。

本年六月八日現在、グループ単位での取組を含めて、県内企業十七件の宣言が公表されています。

○議長（工藤慎康） 農林水産部長。

○農林水産部長（栗林 豊） 御質問二点にお答えいたします。

初めに、漁業用燃油の安定確保に向けた県の取組についてです。

県では、県漁連や漁協等から、随時漁業用燃油の確保状況等に関する情報収集を行うとともに、今年五月には県内事業者に対する相談窓口を開設し、漁業に関する相談内容や現場の声などを所管する水産庁へ情報提供しているところです。

これまでのところ、県内における漁業用燃油のサプライチェーンに関して大きな問題は生じていないものと捉えています。今後の供給不足に対する漁業関係者の懸念が高まっていることから、国に対し、安定供給に向けた対策を強化するよう働きかけていくこととしています。

続きまして、本県におけるアイナメの漁獲量と公益社団法人青森県栽培漁業振興協会での種苗生産の現状についてです。

本県におけるアイナメの漁獲量は、近年、減少傾向にあり、令和七年は五十トンで、十年前の平成二十七年から半減しています。海域別で見ますと、陸奥湾を含む津軽海峡が三十四トンと全体の約七割を占め、次いで太平洋が十三トン、日本海が三トンとなっています。また、県栽培漁業振興協会における令和七年度のアイナメの種苗生産量は三万四千尾となっており、放流用として、階上町や三沢市漁協など、県内十か所

に販売されています。

○議長（工藤慎康） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 八戸港におけるしゅんせつ土砂の利用状況についてお答えいたします。

国では、しゅんせつと併せて八戸港北西側に市川土砂処分場を整備しており、しゅんせつ土砂による埋立てを行っています。当該処分場の埋立ては、令和十年代後半に完成を予定していると伺っております。

八戸港におけるしゅんせつ土砂の次期受入れ場所については、現状のポートアイランドを拡張する三期計画のエリアとすることが港湾計画に位置づけられております。

○議長（工藤慎康） 危機管理局長。

○危機管理局長（築田 潮） 三陸沖地震を踏まえた対応に係る御質問二点についてお答えいたします。

初めに、津波避難についてお答えします。

県では、災害発生時に県民一人一人が迅速かつ適切な避難行動を取ることができるよう、平成三十年に防災ハンドブックを作成、配布し、津波避難に関する知識や具体的な避難行動について、県民への周知を図ってきました。

また、令和六年度からは、毎年十一月五日の津波防災の日の前後おむね一週間をおもりに防災ウィークと位置づけ、県民が一斉に安全確保行動を行うシェークアウト訓練を実施しているほか、市町村が実施する津波避難訓練等と連携しながら、県民の防災意識の向上と津波発生時における迅速かつ適切な避難行動の定着に向けた意識啓発を推進しています。

なお、防災ハンドブックは、今後、デジタルコンテンツとしてリニューアルすることとしており、津波避難に関しても、より効果的な内容となるよう取り組んでいきます。

次に、帰宅困難者への対応についてお答えします。

県では、災害発生時に公共交通機関の運行停止や道路の寸断等により、外出先から自宅に帰宅できない帰宅困難者が発生するおそれがあることから、その際の対応について、あおもりおまもり手帳の中で紹介するなど、県民への周知を図ってきました。

また、昨年度、県内でコンビニエンスストアやファストフード店などを展開するフランチャイズ企業十一社と災害時における帰宅困難者支援に関する協定を締結し、協定に賛同いただいた店舗のトイレの使用や道路情報の提供など、災害発生時に帰宅困難者が支援を受けられる体制を確保しているところです。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問四点についてお答えします。

まず、青森県立高等学校魅力づくり推進計画における新たな学科の設置の方向性についてです。

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきた中、現代的な諸課題に対応して求められる資質、能力の育成のために、分野横断的な学習の充実が必要となっています。

また、国の高校教育改革に関する基本方針において、普通科の在り方を転換し、文理の区分にとられない学び、科学的思考力の育成、実社会につながる授業の実践を行うなど、特色化、魅力化を図ることが求められています。

これらのことを踏まえ、普通教育を主とする学科において、学科名は仮称となりますが、DX等の進展に対応できる資質、能力の育成につながる学びの充実に取り組むデータサイエンス科、地域社会に関する理解の深化と学びの充実に取り組む未来デザイン科、現代社会の課題等に着目した探究的な学びの充実に取り組む探究科の三つの学科を設置するという方向性を示したものです。

次に、新たな学科を設置する方向性に対する県民からの意見についてです。

青森県立高等学校魅力づくり推進計画前期実施計画策定に向け、四月に県民への意見募集を実施しました。その結果、普通教育を主とする学科における新たな学科を設置する方向性に対して、普通科の一部をデータサイエンス科、未来デザイン科、探究科に改編するのに賛成である、普通科を未来デザイン科に改編することの意義が分かりづらいといった意見がありました。

次に、あおもり幼児教育センターの取組の概要についてです。

国では、生涯にわたる人格形成の基礎を培う質の高い幼児教育を提供するため、公立や施設類型の垣根を越えた取組を推進する拠点として、幼児教育センターが重要であるとしています。

このことを踏まえ、県では、令和五年四月一日から幼児教育推進の拠点となる全県的な体制としてあおもり幼児教育センターを設置し、幼児教育施設職員の研修等へのアドバイス、支援及び教育相談対応方法に関する実践研究、幼児教育の在り方の検討、幼保小連携の推進等に取り組んできました。

このうち、幼児教育の在り方の検討については、令和八年三月に、本県における幼児教育の方向性を明らかにすることを目的として、「全てのこどもが、遊びを通じた学びの中で、安心して挑戦できるこどもみんなが青森の幼児教育」を基本理念に掲げた青森県幼児教育のグランドデザインを策定しました。

次に、幼児教育の質の向上に向けた取組についてです。

あおもり幼児教育センターでは、令和八年三月に策定したグランドデザインを踏まえて幼児教育の質の向上を図っていくこととしており、幼児教育施設職員の研修等へのアドバイス等に関する実践研究については、幼児教育に関する有権者（後刻「有識者」に訂正）から成る幼児教育アドバイザー等に加え、今年度から各教育事務所の担当指導主事等を架け橋コーディネーターとして任命し、県内の幼児教育施設や自治体等への支援体制を拡充しました。

さらに、今年度から、県総合学校教育センターにおいて、幼児教育施設職員が公立や施設類型の区別なく、正式に研修を受講できるようにしました。

また、幼保小連携の推進については、令和七年度までの二年間、青森市と平内町をモデル地域として実施した幼保小の架け橋プログラム開発・実践研究の成果を、今年度、実践事例集に取りまとめ、県内に周知するとともに、研修会等で活用を図っていただくこととしています。

失礼しました。一か所訂正をさせていただきます。幼児教育に関する有識者から成る幼児教育アドバイザー等でございました。訂正、おわびいたします。

○議長（工藤慎康） 山田議員。

○四十番（山田 知） それぞれ御答弁をいただきました。四点、意見、要望を申し上げます。

一点目、中小企業の支援についてでございます。

本県の持続的な発展に向けては、中小企業の規模拡大を図って、また、稼ぐ力を伸ばしてインパクトのある事業所を増やしていくということが大事だと思っております。今般の国の政策、百億宣言につきましても、県内では十七企業が宣言をしているという御答弁がありました。私の地元でも総合建設業、あるいはサーモンの加工とか、その配送に関わる企業なども宣言をされておりまして、どんどんそういった需要を捉えながら、そしてまた、成長志向を持つている企業、意欲を持ってさらに伸びていくんだという会社をぜひ支援して、大きな企業を育てていただくように、県としても金融機関と連携しながら取り組んでいただきたいと思います。っております。

二点目のクリニカルイナシューについてですが、私もその中の一人でございます。かつて、いわゆる体重が多くて、また血圧も高く、大変苦しい状況でございましたけれども、やはり実際に向き合って病院に行って、治療を始めて薬を飲んで、そして自分の考え方も変えま

した。お酒を飲んだ後は必ずラーメンに行っていました。皆さんに勧められて二杯、三杯食べたときもあります。でも、最近では、そういうことがなるべくないように気をつけておりまして、おかげさまで前よりは健康になったなと思っておりますし、常に健康に気遣って、食べ過ぎたら走るんだ、食べ過ぎたら抑えるんだという気を持ってやっています。向き合って、薬を飲みながら、さらに運動して、食べ過ぎない、これが一番いいと思います。やはり不健康だからこそ健康に気をつけるのが大事だと思います。健康な人は気づかないんですね。ですから、不健康な人ほどそれに向き合ってもらえるように働きかけをしつかりやって向き合っていくことで、やはり自分はこのままじゃいけないだと思っただくように、県としても頑張っって働きかけを行っていただきたいと思います。っております。

三点目の馬淵川流下土砂問題でございますけれども、御答弁にございましたが、現在は市川土砂処分場の埋立てを行っておりますが、じきに満杯になると、次は今の港湾計画で明記されておりますポートアイランド第三期のほうに埋立てが始まっていくということになりますけれども、現計画ではそこまでございますが、今の市川土砂処分場が将来工業用地として分譲され、さらにまた港湾機能が強化されていくときに、新しい八戸港の姿というのを描いていくときが来るんだろうと思います。港湾振興と漁業振興、表裏一体のところがありますけれども、しつかりとそういった調整バランスをしていただきまして、また新しい八戸港の姿も、そう遠くないうちに描いていただくことをお願いしたいと思っております。

最後に、幼児教育センターでございますが、研修体制については、やはり幼稚園側から様々な御意見というのを伺っておりますけれども、今年度から公私立の区分なく、施設類型の区分なく研修も受けられるという話でございました。幼稚園教諭、保育士両方の資格を持つ方々の必要性も言われておりますし、しつかり両方の資格を取れるように、

また、それぞれ資格が違っても研修を一緒に受けられるような体制づくりというのを進めていければいいなと思っておりますので、いい御答弁だと思っております。どうぞ人材育成に向けて、より一層、幼児教育センターの機能の充実に向けて取り組んでいただきますことをお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（工藤慎康） 以上をもって本日の議事は終了いたしました。

明日は午前十時三十分から本会議を開き、一般質問を継続いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時二十三分散会